Ⅲ　指導・育成	第７分科会　研究・研修 研究課題　学校の教育力を向上させる研究・研修の推進と校長の在り方

分科会の趣旨

技術の発達や新たなニーズなど学校教育を取り巻く環境は大きく変化し、複雑化・多様化している。教育活動の直接の担い手である教職員は、こうした状況を前向きに受け止めて、ＩＣＴを活用した指導力をはじめ、様々な教育課題に向き合うための資質・能力をより一層高め、教育力を向上させることが求められる。

しかし、近年の教職員の大量退職・大量採用の影響により、教職員の経験年数の均衡が顕著に崩れ始め、かつてのように先輩教職員から若手教職員への知識・技能等の伝承が困難な状況が起き、早急な対策が必要となっている。

学校教育の使命、責務を果たしていくためには、教職員に必要とされる、教科指導・生徒指導・学級経営等の能力に加え、危機管理能力や保護者等への対応力等をも含めた総括的な実践的指導力を向上させることが不可欠である。また、児童や学校・地域の実情に合わせて柔軟かつ創造的に指導内容・方法を選択し、指導の充実を図っていく能力が必要もある。さらに、教職員個々の指導力の向上にとどまらず、「チーム学校」として質の高い教育を実践することが必要である。そのためには、多様な専門性をもつ人材と連携し、チームを組んで組織的な対応を行うとともに、保護者や地域の力を学校経営に生かす視点が重要となる。

校長は、教職員一人一人の特性や力量を見極め、個に応じた課題とその具体的な解決への展望をもたせるとともに、教職員の資質・能力、「チームとしての学校」への参画意識等を高める研究・研修を進めていく必要がある。

本分科会では、教職員の資質・能力の向上を図るとともに、学校経営への参画意識をもたせ、学校の教育力向上を目指す研究・研修体制の確立と、その推進について、具体的方策と成果を明らかにする。

研究の視点

⑴　学び続ける教職員を目指し、資質・能力の向上を図る研究・研修体制の充実

子どもたちに、これからの予測困難な時代を生き抜くことのできる力を身に付けさせるために、教職員は常に探究心や自ら学び続ける姿勢をもち、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善やカリキュラム・マネジメントの推進に向け、研究・研修に励む必要がある。

校長は、教職員一人一人の意識改革を促し、学校教育目標の実現に向けて、自校の実態や目指す姿を明らかにしながら、重点課題を絞り、教職員の資質・能力が高まる校内研究・研修体制の在り方を追究していかなければならない。

このような視点から、教職員の資質・能力の向上を目指す校内研究・研修を推進していくための校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

⑵　「チームとしての学校」への参画意識を高める研修の推進

学校の教育力は、教職員一人一人の資質・能力の向上と密接に関係している。現在、経験値の高い教職員の大量退職と、若い世代の大量採用の時を迎え、世代交代が顕著となっている。また、少子化による学校の統廃合や小規模校の増加等の状況からも人材育成は喫緊の課題である。年齢構成が変化している学校現場において、それぞれのキャリアステージに応じた役割と求める資質・能力に応じた研修の充実が重要となる。校長は、意図的・計画的な研修の機会を設定し、教職員一人一人の資質・能力と「チームとしての学校」への参画意識を高める必要がある。

このような視点に立ち、教職員に将来の展望や学校経営への参画意識をもたせる研修を推進する上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

第７分科会　「研究・研修」
研究課題　　「学校の教育力を向上させる研究・研修の推進と校長の在り方」

１　「研究課題」のもつ今日的な課題性や先見性、意識改革の必要性についての解説

我が国では、少子化・人口減少が著しく、生産年齢人口の加速度的な減少も見込まれている。一方、人工知能（AI）、ビッグデータ、Internet of Things（IoT）、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられたSociety5.0時代が到来しつつあり、社会の在り方そのものがこれまでとは「非連続」と言えるほど劇的に変わる状況が生じつつある。

今後訪れるこのような時代においては、人間にしかできない活動が重要になり、正解のない問いや自ら設定した課題に挑戦していく活動、創造性や高い専門性を発揮して行う活動、人間の感性や思いやりが求められる活動等が、これまで以上に強く求められることになる。

子どもたちをどのように育成していくかは、日本の将来に大きく関わる問題である。したがって、学校における教育活動の成否は、子どもと直接接している教職員の資質・能力に負うところが極めて大きく、教職員の資質・能力の向上は子どもたちの教育の充実を図る上で重要なことは言うまでもない。

子どもたちに確かな学力や規範意識を身に付けさせ、社会を生き抜く力を養成する必要があるとともに、学校現場においては、グローバル化を踏まえた外国語教育の強化、いじめ問題への対応、特別支援教育の充実、ＩＣＴの活用や主体的・対話的で深い学びの推進など、複雑かつ多様な課題への対応が求められている。このため、高い使命感や倫理観・規範意識とともに、こうした課題に適切に対応できる、高い専門性と実践的な指導力などを十分に備えた教職員が求められているのである。

これからの教職員に求められる資質・能力とは、教師の仕事に対する使命感や誇りなど教職に対する強い情熱、人間の成長・発達についての深い理解、子どもに対する教育的愛情や責任感などの豊かな人間性や社会性、そして、生徒指導力、集団指導の力、学級づくりの力、学習指導・授業づくりの力、教材解釈の力など教育の専門家としての確かな実践的指導力、特別な配慮や支援を必要とする子どもを理解し対応する力、ＩＣＴ活用能力等である。さらに、教職員という職業自体が社会的に特に高い人格・識見を求められる性質のものであることから、常識と教養、礼儀作法をはじめとする対人関係能力、コミュニケーション能力などの人格的資質、職場の仲間と同僚として協力していく総合的な人間力など、変化の時代を生きる社会人に必要な資質・能力をも十分に兼ね備えていなければならない。

中教審において、「新たな教師の学びの姿」として「主体的な姿勢」「継続的な学び」「個別最適な学び」「協働的な学び」が示された。主体的に学び続ける教師の姿は、子どもにとっても重要なロールモデルであり、「令和の日本型学校教育」を実現するためには、教師自身の学び（研修観）の転換を図っていかなければならない。

社会の急激な変化や複雑化・多様化する学校現場を取り巻く課題に対応するため、教職員が多様な専門性をもつ人材と連携・分担してチームとして協働しながら職務を担っていく必要もある。また、近年の教職員の大量退職、大量採用の影響等で教職員の経験年数の均衡が崩れてきており、それぞれの教職員のキャリアステージに応じた研修の充実が重要となっている。校長として、意図的かつ継続的に継承されていく研修の設定を行い、個々の学校経営参画意識を高めていく必要が叫ばれている。

２　「研究課題」を究明する視点

（１）学び続ける教職員を目指し、資質・能力の向上を図る研究・研修体制の充実

・教職員の学び続ける姿勢を培い、専門性を発揮して実践的な指導力を高める研究・研修体制の確立
・教職員一人一人が研鑽を積み、求められる資質・能力を高める自己変革の実現

（２）「チームとしての学校」への参画意識を高める研修の推進

・学校の教育力向上を図るためにチームとして協働する組織体制の在り方
・それぞれのキャリアステージに応じた学校経営参画意識を高めるための方策

３　分科会の方向性と「研究視点」に関する研究資料

公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針
文部科学省　　令和４年８月31日

五　公立の小学校等の教員等としての資質の向上を推進する体制の整備

１　日常的な校内研修等の充実

自らの日々の経験や他者から学ぶといった「現場の経験」を重視した学びが一層求められていることを踏まえ、校内研修や授業研究・保育研究をはじめとする学校における様々な機会や場面を、教員等の学びとして位置づけ、活用していくなど、日常的な校内研修等を充実させる必要がある。その上で、それぞれの教員が、お互いの授業を参観し合い、批評し合うことも含め、日々の学校教育活動を通じて、「経験を振り返ることを基礎とした学び」と「他者との対話から得られる学び」を蓄積し、組織力を高めていくことが望ましい。また、教科指導に関しては、各学校において、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につなげるため、教科等を越えた教員同士の学び合いの機会を設定することも有効である。

２　学校管理職のマネジメントの下での主体的・自律的な研修の全校的な推進体制

教員の資質の向上に当たっては、校長のリーダーシップの下、職場における心理的安全性が確保されつつ、多様な教職員同士の関わり合いを軸に学校が直面する教育課題を組織的に解決することができるよう、学校組織全体として主体的かつ自律的な研修を推進する体制や教員等が学びに向き合うことができる研修環境を整えることが重要である。その際、研修主事等の研修に関する中核的な役割を担う教員の位置づけをはじめとして、当該学校の教職員集団の年齢構成等に敵した校内体制が整えられるような人事配置に留意する必要がある。

３　研修内容が適時見直される仕組みの整備

これからの変化の激しい時代においては、二の２（３）のとおり、社会や学校を取り巻く状況の変化に的確に対応した研修内容が設定されることが重要である。そのために、四の２の指標の不断の見直しとともに、研修内容が学校現場の最新の教育課題に即した内容に適時見直される仕組みを整える必要がある。

４　効果的・効率的な実施方法

研修方法に関して学習効果の最大化が図られるよう、対面・集合型の研修だけでなく、同時双方向型又はオンデマンド型のオンライン研修を組み合わせるなど、実施方法の最適化を図るとともに、限られた時間や資源の中で、教員等の多忙化にも配慮しつつ、研修内容の重点化や精選なども含め、効果的・効率的な方法により行われる必要がある。

５　中堅段階以降も含めた研修機会の充実

法定研修以外の研修機会の更なる充実を図り、特に中堅段階以降の管理職ではない教員に対しては、中堅教諭等資質向上研修の実施後も知識・技能を刷新するための研修機会を継続的に提供できる体制を整える必要がある。また、提供される各研修の内容について、特定のテーマに沿って一連の研修プログラムとして体系化することや、「初級、中級、上級」等の段階別の研修内容を設定すること、研修プログラム同士の関連付けを行うことなど、研修内容の系統性が確保されるよう留意する必要がある。なお、当該研修機会は、研修実施者である教育委員会が提供するのみならず、大学・教職大学院等が提供したり、両者が連携・協働して提供したりすることも考えられる。

６　大学・教職大学院との連携・協働

(1) 基本的考え方

教員等の養成・採用・研修を一体的に充実させ、その資質の向上を図っていくためには、任命権者とこれらを共に担う大学・教職大学院との連携・協働が不可欠であり、教員免許更新制の下で生み出された成果を発展的に継承していくことも含め、大学・教職大学院の果たす役割を強く意識していくことが重要である。任命権者は、指標の策定・変更の際に限らず、指標と研修を有機的に結び付ける観点から、指標の具現化に向けた研修の計画・内容等の検討に当たっても、大学・教職大学院との連携を図ることが重要である。また、協議会における協議や教職大学院との人事交流等を通じて、校長の指標及びこれに基づき教育委員会が行う研修と学校管理職の養成を目的とした教職大学院のカリキュラムとの整合性の確保に努めるなど、教職大学院と一体

となって学校管理職の養成に取り組んでいくことが望ましい。

「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けて　審議まとめ
中央教育審議会「令和の日本型学校教育」を担う教師の在り方特別部会　令和 3 年 11 月 15 日

Ⅳ.「令和の日本型学校教育」を担う教師の学び
１.「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿
（学び続ける教師）
教師は学び続ける存在であることが強く期待されている
「法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない」（教育基本法第９条）
「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない」
（教育公務員特例法第 21 条）
「教師が技術の発達や新たなニーズなど学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて探究心を持ちつつ自律的かつ継続的に新しい知識・技能を学び続け、子供一人一人の学びを最大限に引き出す教師としての役割を果たしている。その際、子供の主体的な学びを支援する伴走者としての能力も備えている。」（「令和の日本型学校教育」の構築を目指して）
時代の変化が大きくなる中で常に学び続けていくことが必要
「Society5.0」が到来しつつあるなど、大きな変化が生じている中で、教師が、常に最新の知識技能を学び続けていくことがより必要。
主体的に学び続ける教師の姿は、児童生徒にとっても重要なロールモデル
（教師の継続的な学びを支える主体的な姿勢）
教師の主体的な姿勢
継続的な、個別最適な教師の学びを進める上で必要となる基本的な前提は、変化を前向きに受け止め、探究心を持ちつつ自律的に学ぶという教師の主体的な姿勢である。教師は、これから求められる資質能力の姿を明らかにした教員育成指標等も踏まえつつ、自らの学びのニーズに動機づけられ、主体的に学びをマネジメントしていくことが重要である。
一人一人の教師が安心して学びに打ち込める環境の構築
個々の教師が自らの職務上の地位について心配することなく、新たな学びに参加しやすくなる資源を獲得できるような環境整備、業務の調整等を、任命権者等あるいは学校管理職が積極的に講じるとともに、「協働的な職場づくり」を構築することが求められる。
（個別最適な教師の学び、協働的な教師の学び）
個別最適な教師の学び
教師自身が、新たな領域の専門性を身に付けるなど、全教員に共通に求められる基本的な知識技能というレベルを超えて強みを伸ばすことが必要である。こうした強みを伸ばすための学びは、一人一人の教師の個性に即した、個別最適な学びであることが必然的に求められる。
協働的な教師の学び
知識技能の習得だけではなく、教師としてふさわしい資質能力を広く身に付けていくためには、個別最適な学びとの往還も意識しながら、他者との対話や振り返りなどの機会を教師の学びにおいて確保するなど、協働的な教師の学びも重視される必要がある。

中央教育審議会　初等中等教育分科会　教員養成部会（第 104 回）　会議資料
平成 31 年 3 月 20 日

教師の資質能力の向上に関する論点（例）資料３－３
１　Society5.0 に向けた教師の資質能力向上
超スマート社会とも言われる Society5.0 においては、スタディ・ログの活用などによる公正に個別最適化された学びの実現など、学びの在り方の変革が期待されている。こうした時代の変化を踏まえ、どのように教師の資質能力の向上を図っていくべきか。
○ Society5.0 において教師に求められる役割
○ Society5.0 に向けて伸長させていくべき教師の資質・能力
○ Society5.0 に対応するための教員養成に向けた大学の先導的な取組を促すための養成、免許制

度の在り方
○ 全ての教師に情報機器・教材の活用方法を十分に習得させるための教職課程の現状と課題
○ 他教科に比して免許外教科担任の多い技術や情報の指導の質を高めるための方策（複数教科の免許状の取得の促進、採用の促進、遠隔教育の活用等）
○ 知識が目まぐるしく更新される状況において、教職課程において担保すべき教科に係る専門的内容の履修の在り方（教科教育に関するコアカリキュラム、履修が必要な「一般的包括的な内容」の意義等）
○ 先端技術を活用した指導力の分析・共有、研修への活用等の可能性
○ 教育委員会と大学・企業等との連携によって、大学教員、大学院生、社会人等の外部専門人材がより柔軟に学校教育を支援できるようにするための方策
２．総合的な教師の資質能力向上方策
教師の資質能力に関しては、養成、採用、研修それぞれの取組のほか、養成・採用・研修を通じた取組や、教師の人事管理など、より広い視点に立って関連する取組を総合的に捉えてその向上を図っていく必要がある。こうした観点を踏まえ、総合的な教師の資質能力向上方策についてどのように考えるか。
○ 「教員不足」の中における教職の魅力向上や教員養成の在り方その他の方策（特に小学校教員）

北海道における教員育成指標　　北海道教育委員会　令和５年３月

Ⅰ　教員育成指標の策定に向けて
３　策定の目的
本指標は、「すべては北海道の子どもたちのために」を合い言葉に、北海道の教員等一人一人の資質能力の向上を目指して策定するものです。「２　教員育成の考え方」で示す教員等の資質能力の向上を進めるためには、教員等一人一人が、教職としての目標をもって、日常の教育実践を行うとともに、教員同士が同じ方向に向かって学び合える環境を構築することが大切です。
道教委では、本指標の改訂に当たり、教員養成課程のある大学や各種校長会・ＰＴＡの代表者からなる「北海道教員育成協議会」において、「本道の教員育成の考え方」や「本道の教員等に求められる資質能力」について検討を重ねました。本指標は、本道の全ての教育関係者が、教員等の資質能力について目標を共有するため、「教育的愛情などの教職の素養」「全ての子どもたちの資質能力を着実に高めるための専門性」「学校の教育目標を組織的に達成するための連携・協働」に関わる資質能力について、向上の目安として示しています。
・高度専門職としての職責、経験及び適性に応じて、教員が身に付けるべき資質能力を明確化する。
・教員一人一人のキャリアパスが多様であるとの前提の下、教職生活全体を俯瞰しつつ、自らの職責、経験及び適性に応じて更に高度な段階を目指す手掛かりとなるものとする。
・教員が担う役割が高度に専門的であることを改めて示す。
・研修を通じて教員の資質能力の向上を図る目安とする。
※「国の指針」を一部抜粋し、道教委が箇条書きで整理
５ 北海道における「求める教員像」
「求める教員像」は、大学での教員養成や現職教員の教育実践、研修などの基盤として、全ての教育関係者で共有したい姿です。例えば、北海道の教員等を志す学生にとっては、学修を進める上での方向性を示すもの、北海道の教育公務員となった教員等にとっては、実践や研修を深める上での目標となるもの、保護者や地域にとっては、北海道の教員等としての姿を理解し、学校と連携・協働する関係を構築していくためのものです。この教員像は、北海道の教員等として画一的な姿を求めるのではなく、教員等が長所や個性を生かしながら生涯にわたり資質能力の向上を図っていくための目安として示したもので、一人一人の教員等が、「求める教員像」を基盤としながら、個性豊かで人間味にあふれる教員等として、子どもたちへの深い教育的愛情をもった教育の担い手となることが大切です。

【教職を担うに当たり必要となる素養に関連する観点】
○教育者として、強い使命感・倫理観と、子どもへの深い教育的愛情を、常に持ち続ける教員
【教育又は保育の専門性に関連する観点】
○教育の専門家として、実践的指導力や専門性の向上に、主体的に取り組む教員
【連携及び協働に関連する観点】
○学校づくりを担う一員として、地域等とも連携・協働しながら、課題解決に取り組む教員

Ⅲ 「育成指標」を踏まえた人材育成の取組

道教委では、本指標策定の目的が達成できるよう、教員等の養成・採用・研修の一体的な充実に向けて、「求める教員像」「キーとなる資質能力」を、大学関係者や市町村教育委員会、学校、保護者等と共有し、次の取組を積極的に推進していきます。

1　養成段階

教員養成課程を有する大学において、育成指標に示す「求める教員像」や資質能力等を踏まえた教員養成を促進するため、育成指標を参考にした大学カリキュラムの整備や学生が高い志をもって教職の道を選択することができるようにするための教職魅力啓発の充実について、道教委と大学の取組を推進します。

○　実態把握
・道内の大学を対象とした養成カリキュラム等に関するアンケート調査
・学生の育成指標の認知度や大学カリキュラムへの評価に関するアンケート調査
・「自己診断シート」の活用による学生の資質能力に係る意識調査

○　教職の魅力啓発
・大学生対象：草の根教育実習、道教委職員による大学での教職説明会　等
・高校生対象：教員養成セミナー、インターンシップ　等

2　採用段階

様々な教育課題への対応が求められる学校現場において、子どもへの深い教育的愛情のもと、子どもの学びを支え、可能性やよさを引き出すことができる質の高い教職人材を継続的に確保するため、道内の教育関係者の意見を参考にしながら、育成指標の趣旨を踏まえた教員採用候補者選考の改善・充実を進めます。

○　教員採用候補選考検査内容の改善
・教員育成協議会での協議
・養成段階、研修段階のアンケート結果分析
・庁内の検討会議　等

3　研修段階

北海道教職員研修計画において、教員が育成指標に示されている資質能力を経験年数や専門性等に応じて高めていくことができる研修体系を整備し、各学校や教員の研修を促進するための情報提供を進めるとともに、客観的な指標を基に、研修の実施状況を把握し、不断の改善を図ります。

○　北海道教職員研修計画による研修体系の整備
・研修履歴を活用した受講奨励の仕組みの構築による主体的な学びの促進
・教員等のニーズに応じた講座・コンテンツの提供による個別最適な学びの充実
・日常の教育活動の充実に向けた協議・演習等の工夫による協働的な学びの充実

○　教員等への情報提供
・「研修Linkナビ」による多様な研修機会の周知

○　育成指標に基づく研修状況の把握
・「自己診断シート」を活用した教員の意識調査（基本研修）
・各校種の校長会・教頭会を対象とした研修ニーズ等のアンケート調査

Ⅲ　指導・育成	第８分科会　リーダー育成 研究課題　これからの学校運営を担うリーダーの育成と校長の在り方

分科会の趣旨

社会が急激に変化する中、高度情報化や技術革新の進展、グローバル化など、多様化・複雑化する課題への対応が求められ、学校教育における課題も山積している。このような中、学校においては、教職員一人一人の力量を高め、学校組織としての教育力を向上させ、子どもたちに生きる力を確実に育むことが、学校運営の最重要課題となっている。

学校における組織力向上のためには、校長のリーダーシップの下、中核的役割を果たすミドルリーダーの存在が不可欠である。しかしながら、各学校とも、ミドルリーダーとなり得る年齢層の教職員が、絶対的に少ないという現実がある。

学校にとって、今後の学校運営を担うミドルリーダーの育成は喫緊の課題である。ミドルリーダー育成に向けては、学校組織として、意図的・計画的に研修を行い、学校運営への参画意識の醸成と学校改善を推進する力を高めていく必要がある。

また、ミドルリーダーには、若手教職員の育成及び組織運営の活性化を図る役割も求められている。教育活動全体を見渡せる広い見識と実践的指導力や教職員同士及び教職員と管理職をつなぐ調整力等が必要となってくる。さらに、教科指導や学級経営、生徒指導等を組織的に展開する企画力・調整力が求められる。こうした人材の意図的・計画的育成が重要であり、管理職人材の育成にもつながる。

本分科会では、学校教育への確かな展望をもち、実践力と応用力を身に付けたミドルリーダーや、社会の変化を敏感に捉え、自ら学び続ける管理職人材を育成していくための具体的方策と成果を明らかにする。

研究の視点

⑴　学校教育への確かな展望をもち、優れた実践力と応用力のあるミドルリーダーの育成

様々な教育改革が進む中、学校現場では優秀なミドルリーダーの存在とその役割が大きくなっている。ミドルリーダーには、強い使命感の下、確かな指導理論と自校の課題解決に向けて組織をまとめ、教育活動を推進するための企画力・調整力が求められている。また、教科指導、学級経営力、生徒指導等における実践力も必要になってくる。

校長はミドルリーダー育成に向けて、キャリアステージに即して人材の意図的・計画的な育成を図る必要がある。

このような視点から、学校教育への確かな展望をもち、優れた実践力と応用力のあるミドルリーダーの意図的・計画的な育成を図る上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

⑵　社会の変化に主体的に関わり、自ら学び続ける管理職人材の育成

管理職には、社会の変化を的確に捉え、新たな教育の方向性を示す態度と能力が求められる。同時に、あらゆる課題に柔軟かつ迅速、適切に対応するための人間関係調整力やコミュニケーション能力等とともに、豊かな人間性も求められる。

校長は、こうした認識に立ち、魅力ある管理職像を積極的に示しつつ、管理職を担える人材を、日常的な職務による職場内教育（ＯＪＴ）や職場外研修（ＯＦＦ－ＪＴ）により、意図的・計画的に育成する必要がある。

このような視点から、社会の変化に主体的に関わり、自ら学び続ける管理職人材の育成を図る上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

第８分科会　「リーダー育成」
研究課題　　「これからの学校運営を担うリーダーの育成と校長の在り方」

１　「研究課題」のもつ今日的な課題性や先見性、意識改革の必要性についての解説

社会が大きく変化する中、学校には今まで以上に学力や体力、そして道徳性等を確実に育成する質の高い教育が求められている。そのためには、子どもたちの知・徳・体にわたるバランスの取れた成長を目指し、高い資質・能力を備えた教職員が指導に当たり、保護者や地域と適切な役割分担を図りながら、活気ある教育活動を展開しなくてはならない。

教職員に求められる資質・能力とは、仕事に対する使命感や誇りなど教職に対する強い情熱、人間の成長・発達についての深い理解、子どもに対する教育的愛情や責任感などの豊かな人間性や社会性、そして、生徒指導力、集団指導の力、学級づくりの力、学習指導・授業づくりの力、教材解釈の力など教育の専門家としての確かな実践的指導力等である。その他にも、組織的に課題解決に取り組む組織運営能力も必要とされている。さらに、現在急激に進んでいる経験値の高い教職員の大量退職と若手教職員の増加による不均衡な年齢構成の中、多様化・複雑化した様々な学校課題への対応を組織で確実に行っていかなくてはならない。

こうした学校運営を具現化するために、学校には、校務運営の中核的役割を果たすためのリーダーシップや教育活動全体を見渡せる広い見識と実践的指導力、管理職と教職員間の円滑な調整力、応用力などを備えた、学校運営を支える中堅教職員の存在が不可欠である。とりわけミドルリーダーの育成は学校の活性化の生命線とも言え、組織的・計画的に育成を図っていく必要性がある。

しかしながら、ミドルリーダーとなるべき年齢層の教職員が相対的に少ないことから、どの学校もその育成が課題となっている。ミドルリーダーが職場内で果たす役割とは、校**務**分掌において主任の補佐役として積極的に学校運営に参画することや、若手の相談役として指導助言を積極的に行ったりすること、自分が専門とする領域や得意分野の専門性を向上させることなどが挙げられる。

ミドルリーダー育成と同様に、これからの学校運営を担う管理職の発掘・育成はさらに大きな課題である。校長は、管理職を担いうる人材を、意図的・計画的に育成することが求められ、日常業務を通した職場内教育（ＯＪＴ）、職場外研修（ＯＦＦ－ＪＴ）、自己啓発等の様々な方策を講ずる必要がある。また、魅力溢れる管理職像を管理職候補者に積極的に示すことも大切である。

組織的な学校運営を実現する管理職には、従前より求められている教育者としての資質や的確な判断力、決断力、交渉力、危機管理等のマネジメント力に加え、これからの時代においては、特に、様々なデータや学校が置かれた内外環境に関する情報について収集・整理・分析し共有すること（アセスメント）や、学校内外の関係者の相互作用により学校の教育力を最大化していくこと（ファシリテーション）が求められる。

こうした能力をもった人材は意図的・計画的に育成する必要がある。そのためには、各教職員のキャリアステージに応じた、実効性のある研修（ＯＪＴ・ＯＦＦ－ＪＴ）の実施が不可欠である。ＯＪＴの内容として学習指導力・生徒指導力については各職場で実施されることは多いが、アセスメント力やファシリテーション力の向上に関わる研修の機会は少ないため、ミドルリーダーや管理職を担う教職員には、これらの内容のＯＦＦ－ＪＴへの積極的参加が重要な研修となる。

校長は、学校教育に対する期待に応えるために、研修などを通して教職員に求められる資質・能力を確実に身に付けさせ、揺るぎない信頼を確立していかなくてはならない。学校活性化のためのミドルリーダーの育成、そしてこれからの時代の学校運営を担う明確なビジョンをもつ魅力溢れる人間性豊かな管理職人材の育成を意図的・計画的に進めていかねばならない。

２　「研究課題」を究明する視点

（１）学校教育への確かな展望をもち、優れた実践力と応用力のあるミドルリーダーの育成

・ミドルリーダーに求められる資質・能力を引き出し、その育成に向けた学校づくりの推進
・ミドルリーダー育成に向けた人材発掘及び組織的・計画的な育成への取組

（２）社会の変化に主体的に関わり、自ら学び続ける管理職人材の育成

・管理職としての資質や的確な判断力、決断力、交渉力、危機管理等のマネジメント力の向上を図る具体的方策
・管理職人材のアセスメント力やファシリテーション力を高める校長の関わり

３　分科会の方向性と「研究視点」に関する研究資料

公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針
文部科学省　令和４年８月31日

三 公立の小学校等の教員等としての資質の向上に関する指標の内容に関する事項

任命権者が指標を策定することとする趣旨は、教員等の資質の向上を担う任命権者と教員養成を担う大学等の共通認識の下、教員等が高度専門職としての職責、経験及び適性に応じて身に付けるべき資質を明確化することである。

また、指標は、教員等が担う役割が高度に専門的であることを改めて示すとともに、研修等を通じて教員等の資質の向上を図る際の目安として、教員等一人一人のキャリアパスが多様であるとの前提の下、教職生活全体を俯瞰（ふかん）しつつ、自らの職責、経験及び適性に応じて更に高度な段階を目指す手掛かりとなるものであり、効果的・継続的な学びに結び付ける意欲を喚起することを可能とする体系的なものである必要がある。また、研修実施者が行う研修は、指標を踏まえて策定されることとなる法第22 条の４の教員研修計画に基づき実施されるものであることから、教員等の資質の向上が指標を基にして図られていくものであることを十分踏まえる必要がある。

指標については、教員等の年齢構成や経験年数の状況など、様々な状況が各地域によって異なっていることを踏まえ、各地域の実情に応じたものとなるよう留意し、以下の１から４までを踏まえて策定するものとする。

１ 学校種・教員等の職等の範囲

指標の対象とする公立の小学校等の教員等の範囲は以下のとおりである。

(1) 公立の小学校等の範囲は、公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園である。

(2) 教員等の範囲は、校長（園長を含む。）、副校長（副園長を含む。）、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師である（教育公務員特例法施行令（昭和24 年政令第６号）第２条に規定する臨時的に任用された者等を除く。）。

指標の策定に際しては、必ずしも全ての学校種ごとに個別の指標を策定することを要するものではなく、それぞれの学校種の特性を踏まえつつ、複数の学校種について共通の指標を策定することが可能である。例えば、小学校、中学校及び義務教育学校の教員について共通の指標を策定し、特に小学校の教員に必要な事項について留意事項を付すことや、幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教員について、共通の指標を策定し、それぞれの教員に必要な事項について留意事項を付すこと等が可能である。

また、必ずしも全ての職ごとに個別の指標を策定することを要するものではなく、それぞれの職の特性を踏まえつつ、複数の職について共通の指標を策定することが可能である。例えば、複数の職に共通の指標として策定し、そのうちの特定の職に必要な事項について留意事項を付すこと等が可能である。

加えて、同じ教諭の職であっても、特別支援学級や通級による指導の担当教諭については、特別支援教育に関する専門性が特に求められることに鑑み、個別の指標を策定することや、特に必要な事項について留意事項を付すこと等の取扱いも考えられる。

さらに、教員等のキャリアパスは単一のものではなく、例えば、教諭から主幹教諭を経て管理職に至り学校運営を担う者、教諭から指導教諭に至り学校内において他の教員の指導を担う者、生涯にわたって教諭としての職務を全うし、特定の分野において高度に専門的な知識及び技能を有する者等、様々な者が存在することを踏まえ、同一の職について複数の指標を策定することも可能である。

他方、校務をつかさどる校長は、学校組織のリーダーとして、教員の人材育成について、大き

な責任と役割を担っており、教員の自律的な成長を促すべき存在である。研修等に関する記録を活用した資質の向上に関する指導助言等の場面においても、指導助言者である教育委員会の服務監督の下、実質的な指導助言者としての役割を担い、一義的な責任を負う主体である。こうしたことを踏まえ、校長については、教員とは別に、個別の指標を策定することとする。

2 職責、経験及び適性に応じた成長段階の設定

指標においては、教員等の成長段階に応じた資質の向上の目安とするため、学校種や職の指標ごとに複数の成長に関する段階を設けることとする。その際、必ず、新規に採用する教員に対して任命権者が求める資質を第一の段階として設けることとする。その他の段階は、各地域における教員等の年齢構成や経験年数の状況等といった地域の実情に応じ、例えば、経験年数が１年から５年まで、６年から10 年までといったように経験年数に着目した設定のほか、「向上・発展期、充実・円熟期」、「第１ステージ（第１期）、第２ステージ（第２期）」、「初任、中堅、ベテラン」等、必ずしも経験年数のみに着目しない設定が考えられる。

なお、校長については、必ずしも複数の成長段階を設定せずに、共通の指標を設定した上で、そのうち特定の資質に関し必要な事項について留意事項を付すこと等が可能である。

3 指標の内容を定める際の観点

(1)校長の指標

校長に求められる基本的な役割は、大別して、学校経営方針の提示、組織づくり及び学校外とのコミュニケーションの３つに整理される。これらの基本的な役割を果たす上で、従前より求められている教育者としての資質や的確な判断力、決断力、交渉力、危機管理等のマネジメント能力に加え、これからの時代においては、特に、様々なデータや学校が置かれた内外環境に関する情報について収集・整理・分析し共有すること（アセスメント）や、学校内外の関係者の相互作用により学校の教育力を最大化していくこと（ファシリテーション）が求められる。

これらの観点を踏まえ、校長の資質について、２の成長段階に応じて向上させる観点も持ちつつ、指標の内容を定めることとする。その際、校長の採用に当たっては、面接等を含む選考試験が実施されることが一般的であることに鑑み、その選考に当たって求める能力と校長の指標との関係について、両者の趣旨の違いを踏まえつつ、整合性の確保について留意することとする。

任命権者においては、それぞれの地域におけるスクールリーダー、更には将来の学校管理職としての活躍が期待される現職教員を教職大学院に派遣しているところであり、校長の指標の策定・変更に当たっては、教職大学院との緊密な連携・協働に特に留意することが重要である。

(2)教員の指標

次に掲げる事項に係る資質について、２の成長段階ごとに更に向上させる観点を持ちつつ、指標の内容を定めることとする。教員に共通的に求められる各事項に係る資質の具体的内容は、文部科学大臣が別に定める。

①教職に必要な素養
②学習指導
③生徒指導
④特別な配慮や支援を必要とする子供への対応
⑤ICT や情報・教育データの利活用

なお、幼稚園及び幼保連携型認定こども園の教員にあっては、学習指導においては保育に関する事項も取り扱うことに留意するとともに、養護教諭にあっては保健管理、健康相談や保健室経営に関する事項等、栄養教諭にあっては食に関する指導と学校給食の管理に関する事項等を適宜加えるなど、上記に掲げる事項を中心としつつも、各職の特性を踏まえ、必要な事項を加えたり、不必要な事項を除いたりすることが可能である。

『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について
～「新たな教師の学びの姿」の実現と、多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成～（答申）
中央教育審議会　令和４年12月19日

第Ⅱ部　各論

２．多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成

(4)校長等の管理職の育成及び求められる資質能力の明確化

校長に求められる基本的な役割は、校務をつかさどり、所属職員を監督することであり、その職務を遂行する上では、学校経営方針の提示、組織づくり及び学校外とのコミュニケーションの重要性が高まっている。

これらの基本的な役割を果たす上で､校長には､教師に共通的に求められる資質を基礎として、従前より求められている教育者としての資質や的確な判断力、決断力、交渉力、危機管理等のマネジメント能力に加え、これからの時代においては、特に、様々なデータや学校が置かれた内外環境に関する情報について収集・整理・分析し共有すること（アセスメント）や、学校内外の関係者の相互作用により学校の教育力を最大化していくこと(ファシリテーション)が求められる。

また、校長のマネジメントについても、学校で働く人材の多様化が進む中で、職場の心理的な安全を確保し、働きやすい職場環境を構築するとともに、教職員それぞれの強みを活かし、教師の働きがいを高めていくことが一層求められる。

他方、校務をつかさどる校長は、学校組織のリーダーとして、教員の人材育成について、大きな責任と役割を担っており、教師の自律的な成長を促すべき存在である。今回の教育公務員特例法の改正により、新たに、研修等に関する記録を活用した資質の向上に関する仕組みが導入されたが、校長は、指導助言者である教育委員会の服務監督の下、実質的な指導助言者としての役割を担い、一義的な責任を負うことになる。

こうした点を踏まえ、指針においては、校長に関する指標を別に定めることを明記した。今後、任命権者は、校長に関する独自の育成指標を策定し、副校長、教頭、主幹教諭等、将来校長になることが想定されている教師も含めて計画的な育成を図っていく必要がある。

以上のように、今後一層役割が大きくなる校長自身の学びを支援することも重要となる。その点、教職大学院とも連携した専門家など外部有識者からの学びのほか、校長同士の学び合いは、各学校におけるマネジメント能力の向上に有効であり、全国的な校長研修を通じた域内における伝達研修･協議や校長会等による自主的な研究･協議などが一層促進されるべきである。さらに、特に新任校長については、域内のネットワークを活用した先輩校長からの日常的な支援やフィードバックがあることも有効と考えられる。

また、校長等の学校管理職に対する研修の際には、受講者の３６０度評価や自校の教職員アンケート等を研修の前後に実施し、マネジメント面での成果確認を行うことも有益と考えられる。

文部科学省においては、今年度から、新任校長に対して、学校運営や人材育成に係るマネジメント力向上に向けた研修を実施するとともに、校長同士のネットワーク構築を図ることを目的とした、オンラインと対面を併用したハイブリッド研修をいくつかの自治体で開催しており、来年度以降、更なる展開の検討が必要である。

北海道における教員育成指標
北海道教育委員会　平成29年12月（令和５年３月改定）

Ⅱ　教員育成指標について

５（３）管理職版育成指標（管理職候補者）　*キーとなる資質能力⇒期待される具体の姿*

○管理職候補者としての学校・園経営力

・子ども一人一人への深い教育的愛情のもと、校長・園長の経営方針に基づき、それを達成するため、管理職や同僚、地域等と協働して実践するほか、必要に応じて企画・提案し、職場の協

働体制の充実に努めている。

○管理職としての使命感・責任感の醸成

・学校教育に携わる者としての熱意や姿勢を一貫して保ち、子どもたちや同僚に対する関心と愛情・人権意識をもっている。

・教育・保育の実践に当たり、国や道、市町村の教育改革の方向性や社会の変化、保護者・地域等の期待を踏まえ、経営方針の具現化に向け、教職員のリーダーとして、組織的な実践等に対する責任を担っている。

○教育理念とリーダーシップの醸成

・教育・保育に関する見識をもち、自らの教育理念を高めるとともに、個々の教職員による実践等の相談などに対応するほか、実践を通して得た成果や課題を経営方針に反映できるよう、必要な企画・提案などを行っている。

○課題等を把握する力

・課題等の把握・整理・根拠に基づいた分析の実施に当たっては、日々の実践と関連付けて確実に実行するなど、学校・園内外の共通理解を図るほか、効果的な体制づくりや方策等の企画・提案などを行っている。

○経営ビジョンを構想する力

・経営ビジョンの構想に当たり、日々の実践と関連付けて、その方向性の具現化に向けた効果的な業務の在り方や、必要な情報等を整理し提供している。

○学校・園内外の協働体制を構築する力

・経営ビジョンの具現化に向けた業務の推進に当たり、自ら実践することはもとより、管理職や同僚、地域等との協働に積極的に取り組んでいる。

・また、業務を推進する中での成果や課題を関係者で共有し、副校長・副園長・教頭への報告・相談等を行うなど、取り組みの充実に努めている。

○人材を育成する力

・教職員が心理的安全性の下、資質能力を向上するための機会と仕組みを活用するほか、自らの資質能力を高め続ける姿勢を有している。

・また、若手教員への効果的な指導助言をはじめ、職場で相互に高め合う雰囲気の醸成、同僚の相談への対応、配慮ある助言等、ミドルリーダーとしての役割も果たしている。

・さらに、日々の業務の中で、管理職と連携して、働き方改革を推進するとともに、服務規律の遵守やメンタルヘルスにも留意している。

○保護者・地域等と協働する力

・日ごろから、保護者・地域等との協働に努め、学校・園の方針を実践を通して発信するとともに、保護者・地域等の声を積極的に把握・整理して副校長・副園長・教頭に報告するほか、必要に応じた提案、同僚や保護者・地域等からの相談への対応を行っている。

○危機管理力

・日々の業務において、一連の危機対応方針・計画を意識するとともに、子どもたちや職場の小さなサインを見落とすことがないよう同僚との意思疎通に努め、必要な報告、改善提案を行っている。

・また、危機発生時には、管理職の指示の下、同僚の業務をサポートし、迅速な対応を行っている。

教員育成指標（教育的愛情、使命感や責任感・倫理観、総合的人間力、教職に対する強い情熱・人権意識、主体的に学び続ける姿勢、教科等（保育）や教職に関する専門的な知識・技能、今日的な教育課題への対応力、子ども理解力、生徒指導・進路指導力、学校（園）づくりを担う一員としての自覚と協調性、実践的指導力、コミュニケーション能力（対人関係能力を含む)、組織的・協働的な課題対応・解決能力、地域等との連携・協働力、人材育成に貢献する力　等）

Ⅳ　危機管理	第９分科会　学校安全 研究課題　命を守る安全教育・防災教育の推進と校長の在り方

分科会の趣旨

多くの人命を奪った北海道胆振東部地震、東日本大震災など、道内・日本各地において特定非常災害や激甚災害となる大きな地震、水害、土砂災害等、自然災害がもたらす被害が頻発し、今後も大規模な自然災害の発生が危惧されている。また、交通事故や不審者犯罪、児童虐待等、子どもが被害者となる痛ましい事案も顕在化している。更に、スマートフォン等やＳＮＳ、オンラインゲーム等の普及に伴ネット依存、これらの利用に関わるトラブルや犯罪が増加している。加えて、新たな感染症や熱中症への危機管理も求められている。このように、子どもたちを取り巻く危機的状況は多様化し、深刻さを増してきている。

こうした現状において、学校には、安全に関わる知識や危険予測、回避能力等を子どもたちに育んでいく「安全教育」、児童生徒等を取り巻く環境を安全・安全に整える「安全管理」、これらの活動を円滑に進めるための「組織活動」に取り組むことが求められている。

そのため、校長は、教職員に学校安全に関する資質・能力の向上を図るとともに、各教科・領域等を通じて安全教育・防災教育を組織的・計画的に推進し、子どもの命を守るための諸課題に適切に対応していかなければならない。

また、安全で安心な社会づくりの担い手となる子どもの育成に向け、安全教育や安全管理を円滑に進めるための校内体制の構築のみならず、家庭や地域・関係機関との一層の連携に努める必要がある。

本分科会では、子どもたちの安全・安心を確保し、家庭や地域・関係機関と連携し対応する体制づくりや、命を守る安全教育・防災教育を推進するための具体的方策と成果を明らかにする。

研究の視点

⑴　自ら判断し行動できる子どもを育てる安全教育・防災教育の推進

近年の自然災害は想定外の規模で発生し、事前に予測することが非常に困難である。そこで、学校では、子どもの安全を確保するための安全・防災についての学習及び多様な訓練の機会を十分に確保する必要がある。さらに、「自分の命は自分で守る。」「自ら判断して行動できる。」という二つの意識が育まれるよう、発達段階に応じた体験的学習を工夫し、危険予測、回避能力を育んでいくことが求められている。

このような視点から、子どもが主体性をもって災害や事件・事故等から自らの命を守る危険予測・回避能力をはじめ、自ら判断し行動できる力の育成を図る防災教育・安全教育の推進に向けた校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

⑵　家庭や地域・関係機関との連携・協働を図った組織的・計画的な防災教育に関わる取組の推進

学校は、子どもの安全を確保するために最大限の努力をすることが求められている。また、災害時には地域住民の避難所となるなど、地域防災の拠点となる役割を担うため、家庭や地域・関係機関との連携・協働がより重要となる。

そこで、次世代の地域防災の担い手となる子どもが、自らの安全は自らの力で守る「自助」、自らの地域は皆で守る「共助」の考え方を理解し行動できるよう、学校と家庭や地域・関係機関がそれぞれ役割を明確にして協力していく必要がある。さらに、地域全体の防災力向上のため、地域と連携・協働した取組の推進が必要となる。このような視点から、家庭や地域・関係機関との連携・協働を図った組織的・計画的な取組を推進するために校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

第９分科会　「学校安全」
研究課題　「命を守る安全教育・防災教育の推進と校長の在り方」

１　「研究課題」のもつ今日的課題性や先見性、意識改革の必要性についての解説

学校をはじめとして、家庭や社会生活における事故、誘拐や傷害などの犯罪による被害、交通事故、自然災害、ネットトラブルなど、多くの危険が子どもたちを取り巻いている。特に、地震や台風、局地的大雨のような特定非常災害や激甚災害などによる重大な自然災害の発生が懸念される。また、新たな感染症や熱中症による危機管理も求められるようになり、子どもたちを取り巻く危機的状況は多様化し、深刻さを増している。学校安全が取り組むべき課題は、緊急かつ重要である。

学校安全は、「安全教育」「安全管理」「組織活動」の三つの主要な活動から構成され、「生活安全」「交通安全」「災害安全(防災)」の三つの領域からなっている。「生活安全」では、日常生活で起こる事件・事故災害を取り扱い、児童生徒等が不審者等により危害を加えられる事件も少なくないことから、誘拐や傷害などの犯罪被害防止も重要な内容の一つとなっている。「交通安全」は、様々な交通場面における危険と安全が対象である。「災害安全（防災）」には、地震、津波、火山活動、風水（雪）害のような自然災害はもちろん、火災や原子力災害も含まれている。学校における安全教育においては、児童生徒等が自他の生命を尊重し、日常生活全般における安全のために必要な事柄を実践的に理解し、生涯を通じて安全な生活を送ることができるような態度や能力を養うことが求められている。安全教育は、生活安全・交通安全・災害安全のそれぞれの分野において行うことが重要であり、特に、子どもの安全を確保するためには、子ども自身に危険を予測し、危険を回避する能力を養成するよう実践的な安全教育を推進する必要がある。

防災教育には、防災に関する基礎的・基本的事項を系統的に理解し、思考力・判断力を高め、働かせることによって防災について適切な意志決定ができるようにすることをねらいとする側面がある。また、一方で、当面している、あるいは近い将来予測される防災に関する問題を中心に取り上げ、安全の保持増進に関する実践的な能力や態度、加えて、望ましい習慣の形成を目指して行う側面もある。防災教育は、児童生徒等の発達段階に応じ、この二つの側面の相互の関連を図りながら、計画的、継続的に行われる。

各学校においては、子どもの時期から自然災害等の危険に際して、自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」等を身に付けさせるために、学習指導要領に基づき関連教科や特別活動など学校の教育活動全体を通じて、防災教育をはじめとした安全教育への取組を行う必要がある。また、自然災害等を想定した避難訓練や地域住民・関係機関等と連携した避難所運営訓練を実施するなど、知識のみならず実践的な防災教育も重要となっている。

次世代の地域防災の担い手となる子どもたちが、自らの安全は自らの力で守る「自助」、自らの地域は皆で守る「共助」の考え方を理解し自他や社会のために行動できるよう、学校・家庭・地域・関係機関がそれぞれ役割を明確にして協力していく必要がある。さらに、地域全体の防災力向上のため、地域と連携・協働した防災計画の策定や訓練等の推進が必要となる。

校長は、教職員に学校安全に関する資質・能力を身に付けさせるとともに、各教科・領域等を通じて安全教育・防災教育を計画的・組織的に推進し、子どもの命を守るための諸課題に適切に対応していかなければならない。また、安全で安心な社会づくりの担い手ともなる子どもを育成するために、家庭や地域社会との連携に努めていかなければならない。

２　「研究主題」を究明する視点

（１）自ら判断し行動できる子どもを育てる安全教育・防災教育の推進

・安全教育・防災教育に関する教職員の資質・能力の向上を図るための取組
・自らの命を守る判断力・行動力を高め、危機回避能力を育む安全教育・防災教育の充実

（２）家庭や地域・関係機関との連携・協働を図った組織的・計画的な防災教育の取組の推進

・子どもを含む地域全体の防災能力向上を図るための組織的・計画的な取組の在り方
・安全で安心な社会づくりの担い手となる子どもを育成する家庭や地域・関係機関との連携・協働の推進

3　分科会の方向性と「研究視点」に関する参考資料

「学校保健安全法」　　平成 28 年４月施行

第三章　学校安全

（学校安全に関する学校の設置者の責務）

第 26 条　学校の設置者は、児童生徒等の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故、加害行為、災害等（以下この条及び第 29 条第３項において「事故等」という。）により児童生徒等に生ずる危険を防止し、及び事故等により児童生徒等に危険又は危害が現に生じた場合（同条第１項及び第２項において「危険等発生時」という。）において適切に対処することができるよう、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（学校安全計画の策定等）

第 27 条　学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

（学校環境の安全の確保）

第 28 条　校長は、当該学校の施設又は設備について、児童生徒等の安全の確保を図る上で支障となる事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じ、又は当該措置を講ずることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

（危険等発生時対処要領の作成等）

第 29 条　学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

２　校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

３　学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第 10 条の規定を準用する。

（地域の関係機関等との連携）

第 30 条　学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

令和４年度　　文部科学白書　　文部科学省

第４章　初等中等教育の充実

第 11 節　子供の健康と安全

４　学校安全の推進

(1)子供の安全に関する総合的な取組

平成 21 年 4 月に施行された「学校保健安全法」に基づき、学校安全に係る取組を総合的・効果的に推進するため、文部科学省は、24 年度からの 5 年間を計画期間とする「第 1 次学校安全の推進に関する計画」、29 年度からの 5 年間を計画期間とする第 2 次計画を策定し、学校安全の推進に取り組んできました。また、令和 4 年 3 月 25 日に 4 年度から 8 年度の学校安全の推進に関する施策の基本的方向性と具体的な方策を示した「第 3 次学校安全の推進に関する計画」が閣議決定されました。当該計画では施策の基本的な方向性として、学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性を高めること、地域の多様な主体と密接に連携・協働しつつ子供の視点を加えた安全対策の推進、全ての学校における実践的・実効的な安全教育の推進、地域の災害リスクを踏まえた

実践的な防災教育・訓練の実施、事故情報や学校の取組状況などデータを活用した学校安全の「見える化」、学校安全に関する意識の向上を図ることを掲げています。

(2)学校での子供の安全確保の充実

学校は児童生徒等が安心して学習を行うことが求められる場所であり、学校においてその安全な環境を整備し、事件・事故を防止するための取組を進める必要があります。

文部科学省では、スマートフォンやＳＮＳの普及に伴う犯罪被害や弾道ミサイルの発射・テロ等の新たな危機事象など近年の様々な安全上の課題等を踏まえ、学校における安全教育や安全管理の充実に向けて、学校が危機管理マニュアルを作成する際の参考資料「学校の危機管理マニュアルの作成の手引」（平成 30 年 2 月）等の活用を促しています。また、令和 3 年 6 月に「学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン」を作成し、地域や学校の実態に対応した実効性のある危機管理マニュアルの見直しを促しているところです。学校の管理下で発生した様々な事故の教訓を踏まえ、平成 26 年度から 27 年度にかけて開催された「学校事故対応に関する調査研究」有識者会議での議論に基づき、事故後の対応の在り方や再発防止に関する「学校事故対応に関する指針」を 28 年 3 月に取りまとめ、学校事故の未然防止、発生後の適切な対応を促しています。

さらに、熱中症事故を防止するため、毎年暑くなり始める前の 5 月と熱中症救急搬送者数の多い 6 月を中心に各種通知の発出やメールマガジン、文部科学省ホームページ等により熱中症に対する注意喚起を行っています。

(3)地域ぐるみで子供の安全を守る環境整備

学校内のみでなく登下校時を含めた子供の安全を確保するためには、地域社会全体で子供の安全を見守る体制の整備が必要です。

そのため、スクールガード・リーダーやスクールガード（学校安全ボランティア）を活用した地域ぐるみで学校内外における子供の安全を見守る体制の整備に努めています。

また、登下校の安全を確保するため、これまでも学校、教育委員会、道路管理者、警察などの関係機関が連携して通学路の交通安全対策に努めるよう促してきました。令和 3 年 6 月には、千葉県八街市において下校中の小学生の列にトラックが衝突し、児童 5 名が死傷するという痛ましい事故が発生したことを受け、国土交通省、警察庁と連携し、全国の自治体に対して通学路における合同点検の実施を依頼し、対策必要箇所を抽出しました。これらの箇所については、可能なものから速やかに対策を実施しており、通学路における交通安全の確保に向けた取組を推進しています。

(4)実践的な安全教育の充実

学校における安全教育においては、児童生徒等が自他の生命を尊重し、日常生活全般における安全のために必要な事柄を実践的に理解し、生涯を通じて安全な生活を送ることができるような態度や能力を養う安全教育を、生活安全・交通安全・災害安全のそれぞれの分野において行うことが重要です。特に、子供の安全を確保するためには、子供自身に危険を予測し、危険を回避する能力を育成するよう実践的な安全教育を推進する必要があります。

文部科学省は、平成 31 年 3 月に、学校安全の総合的な参考資料である「「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」を改訂して、各学校等に配布しています。

また、令和 2 年 3 月には教職員の学校安全に関する資質・能力の向上に資するため、教職員のキャリアステージに応じた e ラーニング教材を開発しました。

さらに、「学校安全総合支援事業」において、セーフティプロモーションスクール等の先進事例を参考とするなどして、学校安全の組織的取組と外部専門家の活用を進めるとともに、各自治体内での国立・私立を含む学校間の連携を促進する取組等を支援しています。

このほか、各地方公共団体や学校が、学校安全を推進する上で必要な情報や優れた取組事例を参考にできるよう、文部科学省や各地方公共団体が作成した資料等を掲載した学校安全ポータルサイトを開設し、平成 28 年 4 月から運用しています。また、東日本大震災の風化を防ぐ目的として、当時小・中学生及び高校生で会った方々が、被災した経験を語る動画教材を作成し、ポータルサイトにて公開しています。

第３次学校安全の推進に関する計画　　文部科学省　令和４年３月25日

はじめに（抜粋）

我が国は、近い将来に発生が懸念されている首都直下型地震や南海トラフ巨大地震、激甚化・頻発化する豪雨、台風などの計り知れない自然災害のリスクに直面している。また、学校における活動中の事故や登下校中における事件・事故、ＳＮＳの利用による犯罪など子供の安全を脅かす様々な事案も次々と顕在化している。

このような中、学校は、児童生徒が集い、人と人との触れ合いにより、人格の形成がなされる場であり、児童生徒等が生き生きと活動し、安心して学べるようにするためには、児童生徒等の安全の確保が保障されることが不可欠の前提である。

また、児童生徒は守られるべき対象であることにとどまらず、学校教育活動全体を通じ、自らの安全を確保することのできる基礎的な資質・能力を継続的に身に付け、自ら進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるようになることが求められる。

Ⅰ　総論

学校安全の活動は、「生活安全」、「交通安全」、「災害安全」の各領域を通じて、自ら安全に行動したり、他の人や社会の安全のために貢献したりできるようにすることを目指す「安全教育」、児童生徒等を取り巻く環境を安全に整えることを目指す「安全管理」、これらの活動を円滑に進めるための「組織活動」という３つの主要な活動から構成されている。特に、組織活動については、安全教育と安全管理を相互に関連付けるものであるとともに、校内体制の構築のみならず、学校安全に関わる活動の担い手となりうる学校外の多様な主体との連携が求められるものである。

Ⅱ 学校安全を推進するための方策

２．家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

（１）家庭、地域との連携・協働の推進

登下校の見守りをはじめとする児童生徒等を取り巻く学校安全上の課題に対して、学校や教職員がその全てを担うことは困難である。特に、平素からの学校と家庭・地域との関係づくりが非常時に児童生徒等の命や安全を守ることにつながることからも、家庭や地域との連携・協働の推進が不可欠である。また、「子供の安全」について、学校と児童生徒等・家庭・地域の関係者それぞれの役割を確認する場を設けることで、例えば、地域ごとに実施される防災訓練において児童生徒等の役割が設定され、児童生徒等が主体的に安全の確保に向けて取り組むことにつながるなど、学校と地域の連携・協働と学校安全の双方が推進されることも期待できるものである。このため、学校は、例えば、地域学校安全委員会や学校警察連絡協議会等の設置・活用や、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）や地域学校協働活動16などの学校と地域の連携・協働の仕組みを活用することにより、地域の関係者との情報共有や意見交換を日常的に行うことや、学校安全の観点を組み入れた学校運営や地域ぐるみでの防犯・交通安全・防災等の取組を行うことが必要である。国は、コミュニティ・スクール等の仕組みを活用した学校と地域の連携・協働による安全教育の充実が図られるよう、学校安全に関する知識・経験を有する地域人材の育成を支援する。また、国は、学校における学校安全の取組の質の向上に向けた専門的知見の更なる活用を推進するため、地域の大学等の研究機関や専門機関と連携し、各地域における外部専門家の活用に関するモデル的な取組を支援する。

また、例えば、学校での安全点検や児童生徒等の見守り活動、学校の所在する自治体における通学路の交通安全の確保に関する推進体制等においてＰＴＡ等の参画を推進するなど、子供や保護者の視点からの取組を推進する。国は、子供の見守り活動等に参画する地域の人材確保が課題となっている実情も踏まえ、地域と連携した学校安全の取組について情報収集や調査研究等を行うことなどを通じて、効率的で継続が可能な取組について検討し、その普及を図る。

３．学校における安全に関する教育の充実

(1) 安全教育に係る時間の確保

我が国は、地震、津波、豪雨などによる自然災害の発生が国土の面積に比して非常に多く、いつどこで暮らしていても自然災害に遭う可能性がある。一度発生すれば甚大な被害を被る自然災害から命を

守るための安全教育の重要性について学校関係者は改めて認識を強く持つべきである。安全教育においては、児童生徒等がいかなる状況下でも自らの命を守り抜き、安全で安心な生活や社会を実現するために主体的に行動する態度を育成することや、東日本大震災の教訓も踏まえ、児童生徒等が危険を予測し、回避する能力を育成することが重要である。学校における安全教育のための時間の確保については、その必要性が第１次計画の策定時から指摘されているところであり、地域によっては、安全教育に取り組む時間数を設定することを推進する取組も見られている。国は、学習指導要領の下、各学校における安全教育が保健体育をはじめ関連する教科等で体系的に実施され、その指導の充実が図られるよう、好事例を周知することや「学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査」において実施状況等を定期的に把握し、公表していくことにより、各学校が学校安全計画に安全教育を取り扱う時間を適切に位置付け、年間の指導時間の確保に取り組むことを推進する。

(2)　地域の災害リスクを踏まえた実践的な防災教育の充実　（防災教育の重要性・必要性）（抜粋）

甚大な被害をもたらした東日本大震災から 10 年余りが経過し、震災の記憶が風化し取組の優先順位が低下することが危惧されている。日本国内は、いかなる場所においても大きな地震が起こり得るものであり、予期せぬ地震の発生に対する備えは、学校の所在地に関わらず取組を進める必要がある。

また、首都直下地震や南海トラフ地震などの大規模災害の発生が懸念されているだけでなく、近年は気候変動等の影響も受けた、豪雨、台風による河川の氾濫、土砂崩れなどの気象災害の激甚化・頻発化、さらには火山災害などが懸念されている。各自治体においては、地域の災害リスクを踏まえ、ハザードマップを適時適切に見直すことが重要である。学校においては、これらの最新のハザードマップなども活用した事前防災の体制強化及び実践的な防災教育の推進が喫緊の課題として求められている。

防災教育は、単に生命を守る技術の教育として狭くとらえるのではなく、どのような児童生徒等の資質・能力を育みたいのかという視点から「防災を通した教育」と広く捉えることも必要である。防災教育には、災害時に自分と周囲の人の命を守ることができるようになるという効果とともに、児童生徒等の主体性や社会性、郷土愛や地域を担う意識を育む効果や、地域と学校が連携して防災教育に取り組むことを通じて大人が心を動かされ、地域の防災力を高める効果も期待される。自然災害に関する教育を行う際には、自然がもたらす恩恵などについて触れることにより、児童生徒等が自身の暮らす地域に対する理解を深めることができるようにすることへの配慮も必要である。

「生きる」力をはぐくむ学校での安全教育　　文部科学省　平成 31 年 3 月

１　学校安全の定義（抜粋）

(1) 学校安全のねらい、領域、活動

学校安全のねらいは、児童生徒等が、自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質・能力を育成するとともに、児童生徒等の安全を確保するための環境を整えることである。

学校安全の領域としては、「生活安全」「交通安全」「災害安全（防災と同義。以下同じ。）」の３つの領域が挙げられる。

① 「生活安全」：学校家庭など日常生活で起こる事件、事故を取り扱う。誘拐や障害などの犯罪被害防止も含まれる。

② 「交通安全」：様々な交通場面における危険と安全、自己防止が含まれる。

③ 「災害安全」：自身・津波災害、火山災害、風水（雪）害等の自然災害に加え、火災や原子力災害も含まれる。

加えて、近年、スマートフォンやＳＮＳの普及など児童生徒等を取り巻く環境の変化や学校を標的とした新たな危機事象も懸念されている。学校を取り巻く危機事象は、時代や社会の変化に伴って変わっていくものであり、従来想定されなかった危機事象の出現などに応じて、学校安全の在り方を柔軟に見直していくことが必要である。

Ⅳ　危機管理	第10分科会　危機対応 研究課題　様々な危機への対応、未然防止の体制づくりと校長の在り方

分科会の趣旨

子どもたちを取り巻く環境は急激に変化し、学校が対応しなければならない危機は、風水害などの自然災害のみならず、様々な感染症や食物アレルギー、~~や~~大気汚染被害の課題など多岐にわたっている。特に、いじめ、不登校、暴力行為等、生徒指導上の問題は依然深刻な課題となっており、児童虐待・ヤングケアラーの増加やスマートフォンなどによるネットいじめなど様々な課題が生じている。

学校は、児童が安全に集い、人と人との触れ合いにより、人格の形成がなされる場であり、児童が生き生きと活動し、安心して学べるようにするためには、児童の安全の確保が保障されることが不可欠の前提である。

学校には、子どもたちの安全を守り、安心して学習や諸活動に取り組むことができる環境を整備することが求められる。さらに、事件・事故等の未然防止や適切な対応など学校危機管理体制の確立とともに、教職員及び子どもたち一人一人が危機対応力を高めていけるよう努めなければならない。

校長は、教職員が様々な危機に対応できるように、危機管理意識を高めるとともに、学校の危機管理体制の充実・改善を進めていく必要がある。また、日常的に起こりうる危機を想定しながら、保護者や地域、関係機関との連携・協働を図り、共に子どもたちの安全・安心を確保していく体制をつくることが重要である。

本分科会では、いじめ防止基本方針に基づく一連の取組の具体的な方策や危機管理能力の育成、組織体制づくり、関係機関との連携・協働等、校長の役割と指導性、リーダーシップについて明らかにする。

研究の視点

⑴　いじめ・不登校等への適切な対応と体制づくり

いじめや不登校への対応は学校における重要課題の一つである。また、社会的にも大きな問題として取り上げられ、保護者や地域の関心も高い。

学校は、いじめや不登校等に対する予防的取組を図ることを含め、教職員間で情報を共有しながら、組織的に対応することが必要である。さらに、いじめや不登校等の問題への取組については、保護者や地域等への説明責任を果たすことが求められる。

また、学校は予防的な取組として、児童に道徳性や規範意識等を養うとともに、子どもたち自身がいじめ防止等に主体的に向かう態度を育む取組の推進を図ることが重要である。さらに、問題発生の兆しに対して学校全体で早期に対応するなど、各学校の「いじめ防止基本方針」に基づく取組の推進を図っていく必要がある。

このような視点に立ち、いじめや不登校等への適切な対応のための取組を推進する上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

⑵　教職員の高い危機管理能力の育成と未然防止に向けた組織体制づくり

学校は、様々な危機への対応について、教職員の共通理解の下、より一層、組織的かつ機動的な対応を図っていく必要がある。そこで、校長は、子どもを取り巻く社会情勢の変化や教育課題を的確に把握し、教職員の危機意識や危機対応能力を研修等で高めていかなければならない。そのために、危機管理マニュアルや学校安全計画等の更新・見直しを図り、組織体制づくり等の強化、保護者・地域との信頼関係の構築及び関係機関との連携に努める必要がある。

このような視点に立ち、教職員の高い危機管理能力の育成と未然防止に向けた組織体制づくりを推進する上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

第１０分科会　「危機対応」
研究課題　「様々な危機への対応、未然防止の体制づくりと校長の在り方」

１　「研究課題」のもつ今日的課題性や先見性、意識改革の必要性についての解説

子どもたちを取り巻く社会的な環境は日々激しく変化し、子どもたちの心身に大きな影響を与えている。家庭においても、少子化や核家族化を背景に、兄弟姉妹が切磋琢磨し、祖父母から継承的な文化を学ぶといった生活体験が減少してきている。また、児童虐待やヤングケアラーの増加等の問題が指摘されている。さらに、地域社会においては、地縁的な連帯が弱まり、地域における人間関係の希薄化が進むとともに、子どもたちの心の糧となる生活体験や自然体験・社会体験など地域における体験活動が失われてきているといわれている。

このような環境で育ってきている今日の子どもたちは、社会性や自己責任の観念が十分に育まれず、反社会的な行為は子どもであっても許されないという認識が身に付いていない傾向が見られる。また、他者を思いやる温かい気持ちをもつことや、望ましい人間関係を築くことが難しくなってきているともいわれ、子どもたちの生活に情報機器が普及・浸透することなどにより、子どもたちが多種多様な情報に接したり発信したりすることが容易になってきている。そのことがスマートフォンなどによる「ネットいじめ」に代表されるように、子どもたちの望ましい人間関係の構築を阻害し、いじめや不登校という現象の表出にもつながっていると考えられる。

このような憂慮すべき問題を直視し、幅広い観点から心の問題を見直し、社会全体が一体となって必要かつ適切な取組を進めていくことが今日喫緊の課題となっている。

また、学校における危機管理とは、

（1）児童生徒及び教職員の安全を確保すること

（2）学校と児童生徒・保護者・地域社会との信頼関係を保つこと

（3）組織的で迅速かつ的確な対応により、学校を安定した状態にすること

を目的として、危機を予知・回避するための方策を講じるとともに、危機発生時には被害や問題を最小限にとどめるために適切な対応をとることである。

校長は、教育目標を達成するために欠くことのできない重要な機能の一つとして健全育成を捉え、教育課程における特定の領域や内容に偏ることなく、学校の教育活動すべてにわたって十分に作用させるようにすることが必要である。また、日常的に起こりうる危機を想定した家庭や地域・関係機関との連携・協働体制を確立しておくとともに、あらゆる教育活動の場面で、全教職員の協働的な取組を展開するようにリーダーシップを発揮することが求められている。

２　「研究課題」を究明する視点

⑴　いじめ・不登校への適切な対応と体制づくり

・子どもの悩みや相談などの情報を学校全体で共有し、チームで対応するための組織づくり

・いじめ・不登校の未然防止に向けた望ましい人間関係を育む教育活動の推進

⑵　教職員の高い危機管理能力の育成と未然防止に向けた組織体制づくり

・教職員の危機意識・危機対応能力を高めるための研修や組織体制づくり

・地域や家庭・関係機関との連携・協働を図り、児童の自主性と連帯性を育むための校長のリーダーシップ

３　分科会の方向性と「研究視点」に関する参考資料

生徒指導提要　　文部科学省　　令和４年12月

第Ⅱ部　個別の課題に対する生徒指導
第４章　いじめ
4.3　いじめに関する生徒指導の重層的支援構造

全ての児童生徒を対象に、①発達支持的生徒指導として、人権教育や市民性教育を通じて、「多様性を認め、他者を尊重し、互いを理解しようと努め、人権侵害をしない人」に育つように働きかけたり、②課題未然防止教育として、道徳科や学級・ホームルーム活動等において法や自校のいじめ防止基本方針の理解を深めるとともに「いじめをしない態度や能力」を身に付けるための取組を行ったりします。

さらに、③課題早期発見対応として、日々の健康観察、アンケート調査や面談週間を実施するなどしていじめの兆候を見逃さないようにして、早期発見に努めます。予兆に気付いた場合には、被害（被害の疑いのある）児童生徒の安全確保を何よりも優先した迅速な対処を心がけます。同時に、学校いじめ対策組織へ状況を報告し、継続的な指導・援助が必要な場合は、④困難課題対応的生徒指導として、丁寧な事実確認とアセスメントに基づいて、いじめの解消に向けた適切な対応を組織的に進めます。保護者とも連携しながら、被害児童生徒の安全・安心を回復するための支援と心のケア、加害児童生徒への成長支援も視野に入れた指導、両者の関係修復、学級の立て直しなどが目指されます。

各学校においては、いじめの認知率を高め、「いじめを見逃さない」という姿勢を教職員間で共有するとともに、次の段階の取組として、いじめを生まない環境づくりを進め、児童生徒一人一人がいじめをしない態度・能力を身に付けるように働きかけることが求められます。

4.3.1　いじめ防止につながる発達支持的生徒指導（抜粋）

児童生徒が「多様性を認め、人権侵害をしない人」へと育つためには、学校や学級が、人権が尊重され、安心して過ごせる場となることが必要です。こうした学校・学級の雰囲気を経験することによって、児童生徒の人権感覚や共生感覚は養われます。

したがって、「全ての児童生徒にとって安全で安心な学校づくり・学級づくり」を目指すことも、いじめ防止につながる発達支持的生徒指導と捉えることができます。その際、児童生徒の基本的人権に十分に配慮しつつ、次のような点に留意することが重要です。

①「多様性に配慮し、均質化のみに走らない」学校づくりを目指す
② 児童生徒の間で人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるようにする
③「どうせ自分なんて」と思わない自己信頼感を育む
④「困った、助けて」と言えるように適切な援助希求を促す

4.3.2　いじめの未然防止教育（抜粋）

(1) いじめる心理から考える未然防止教育の取組

学校においては、道徳科や学級・ホームルーム活動などの時間に、実際の事例や動画などを教材に児童生徒同士で検討したり、いじめ場面のロールプレイを行ったりするなど、体験的な学びの機会を用意することが求められます。児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに対して正面から向き合うことができるような実践的な取組を充実させることが、いじめの未然防止教育として重要です。

(2) いじめの構造から考える未然防止教育の方向性

いじめはいじめる側といじめられる側という二者関係だけで生じるものではありません。「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与える「傍観者」の存在によって成り立ちます。

いじめを防ぐには、「傍観者」の中から勇気をふるっていじめを抑止する「仲裁者」や、いじめを告発する「相談者」が現れるかどうかがポイントになります。日本のいじめの多くが同じ学級・ホームルームの児童生徒の間で発生することを考えると、学級・ホームルーム担任が、いじめられる側を「絶対に守る」という意思を示し、根気強く日常の安全確保に努める取組を行うなどして担任への信頼感と学級・ホームルームへの安心感を育み、学級・ホームルーム全体にいじめを許容しない雰囲気を浸透させることが重要です。

(3) いじめを法律的な視点から考える未然防止教育

倫理や道徳、人間関係のモラルという観点から未然防止教育を進めることの重要性は言うまでもありません。しかし、改めて、児童生徒が、いじめは人格を傷つける人権侵害行為であり、時には身体・生命・財産の安全を脅かす犯罪行為にもなるという認識と、被害者と社会に対する行為の結果への顧慮と責任があるという自覚を持つように働きかけることも必要です。

4.3.3　いじめの早期発見対応（抜粋）

(1) いじめに気付くための組織的な取組

主ないじめ発見のルートとしては、・アンケート調査　・本人からの訴え　・当該保護者からの訴え　・担任による発見などが挙げられます。アンケートを実施するに当たっては、いじめを受けている児童生徒が「見られたらどうしよう」といった心配をせずに記入できたり、具体的ないじめの態様ごとの項目を設けて体験の有無を尋ねるなどして精度を高めたりする工夫が必要です。

(2) いじめへの対応の原則の共通理解

① いじめられている児童生徒の理解と傷ついた心のケア　② 被害者のニーズの確認

③ いじめ加害者と被害者の関係修復　④ いじめの解消

4.3.4　重大事態に発展させない困難課題対応的生徒指導の実際（抜粋）

いじめの問題が複雑化し、対応が難しくなりがちなケースとして、次のような状況が考えられます。

① 周りからは仲がよいと見られるグループ内でのいじめ　② 閉鎖的な部活動内でのいじめ
③ 被害と加害が錯綜しているケース教　④職員等が、被害児童生徒側にも問題があるとみてしまうケース
⑤ いじめの起きた学級・ホームルームが学級崩壊的状況にある場合
⑥ いじめが集団化し孤立状況にある（と被害児童生徒が捉えている場合も含む。）ケース
⑦ 学校として特に配慮が必要な児童生徒が関わるケース
⑧ 学校と関係する児童生徒の保護者との間に不信感が生まれてしまったケース

このようなケースについては、できるだけ早い段階から、SC や SSW 等を交えたケース会議で丁寧なアセスメントを行い、多角的な視点から組織的対応を進めることが求められます。

ケース会議においては、①アセスメント（いじめの背景にある人間関係、被害児童生徒の心身の傷つきの程度、加害行為の背景、加害児童生徒の抱える課題等）を行い、②アセスメントに基づいて、被害児童生徒への援助方針及び加害児童生徒への指導方針、周囲の児童生徒への働きかけの方針についてのプランニングを行います。

ケース会議後に、③被害児童生徒及び保護者に対して、確認された事実、指導・援助方針等について説明し、同意を得た上で、④指導・援助プランを実施し、さらに、⑤モニタリング（3か月を目途に、丁寧な見守り、被害児童生徒及び保護者への経過報告と心理的状態の把握等）を行う、という流れになります。

第10章　不登校

10.3　不登校に関する生徒指導の重層的支援構造

10.3.1　不登校対策につながる発達支持的生徒指導（抜粋）

(1) 魅力ある学校づくり・学級づくり

全ての児童生徒にとって、学校、とりわけ所属する学級・ホームルームが安全・安心な居場所となるような取組を行うことが重要です。児童生徒が、「自分という存在が大事にされている」「心の居場所になっている」「学校が自分にとって大切な意味のある場になっている」と実感できる学級・ホームルームづくりを目指すことが求められます。特に、入学直後や学級・ホームルーム替え後の時期は、人間関係を一から構築する大切な節目です。学級・ホームルーム担任は、日々の授業や特別活動を通し、全ての児童生徒にとって個々の学びを保障する分かりやすい授業を工夫し、学級・ホームルームが安心して楽しく過ごせる雰囲気になるような居場所づくり・集団づくりを進めることが求められます

(2) 学習状況等に応じた指導と配慮

不登校の原因として、学業の不振がその一つとなっている場合があります。授業において、児童生徒一人一人の学習状況等を把握した上での「指導の個別化」や児童生徒の興味・関心に応じた「学習の個性化」を目指して、個別最適な学びを実現できるような指導の工夫をすることが大切です。「どの児童生徒も分かる授業」、「どの児童生徒にとっても面白い授業」を心がけることで、全ての児童生徒が、学業への意欲を高めたり、学級・ホームルームでの自己存在感を感受したりすることが可能になります。

10.3.2　不登校対策としての課題未然防止教育（抜粋）

(1) SOS を出すことの大切さ

児童生徒が自らの精神的な状況について理解し、安心して周囲の大人や友人に SOS を出す方法を身に付けるための教育の推進が求められています。それに加えて、養護教諭や SC、SSW を活用した心身の健康の保持増進に関する教育や保護者を対象とした親子関係や思春期の心理等について学ぶ学習会などを併せて実施していくことが重要です。

(2) 教職員の相談力向上のための取組

児童生徒が発する SOS を受けとめるためには、教職員が、児童生徒の状況を多面的に把握するための研修等を行い、教職員の意識改革を目指すことが求められます。

他方、児童生徒の健康状況や気持ちの変化等を可視化するためのツールの開発も進められつつあります。そうしたツールを有効に活用するためにも、学級・ホームルーム担任と教育相談コーディネーター、養護教諭、SC や SSW などが連携して、多角的・多面的な児童生徒理解を可能にする教育相談体制を築くことが重要です。

10.3.3　不登校対策における課題早期発見対応（抜粋）

(1) 教職員の受信力の向上と情報共有

児童生徒理解は、児童生徒の日常に継続的に関わる教職員だからこそできることであり、毎日見ているという強みを生かして、「ちょっとした変化」「小さな成長」に気付くことも可能になります。そのためにも、日頃から児童生徒の言葉・行動・表情に気を配ると同時に、友人関係や教職員との関係や、学業成績まで、幅広い事項について児童生徒の変化や成長に対するアンテナを高くしておく必要があります。

(2) 保健室・相談室との連携

保健室では、心身の不調などの訴えに対して、養護教諭による相談等が行われます。相談室も、SC 等が在席している日は、休み時間や放課後などを中心に個別の相談に応じます。その際、児童生徒の話を受け止める養護教諭や教育相談コーディネーター、SC、SSW 等と学級・ホームルーム担任、教科担当教員等が連携し、適切に情報を共有することで、心身に不調のある児童生徒を早期に把握し、継続的に休み始める前に関わることが可能になります。

(3) 保護者との日頃からの関係づくり

児童生徒は学校や家庭、地域等において様々な人間関係の中で生活しています。家族との衝突が学校での反抗的な態度につながったり、家庭でのトラブルがもとになり気持ちが沈んでしまったりと、心身の不調の背景に家庭の要因が関係していることも少なくありません。その意味からも、不登校の予兆の早期発見・対応において教職員と保護者との信頼関係に基づく情報共有が不可欠と言えます。一方で、児童生徒が不登校になることで不安や焦りを感じている保護者へのカウンセリング等を通じた支援も重要です。

10.3.4　不登校児童生徒支援としての困難課題対応的生徒指導（抜粋）

(1) ケース会議による具体的な対応の決定

休みが続く児童生徒個々の状況や支援ニーズについては、日頃の状況をよく把握している学級・ホームルーム担任や養護教諭、生徒指導担当教諭や教育相談コーディネーター等とともに、SC、SSW 等とも連携の上、ケース会議において、児童生徒や学級への的確なアセスメントを行い、支援の目標や方向性、具体的な対応策などを検討するなどして、実効的なチーム支援の体制を構築することが求められます。

また、児童生徒理解に終わるのでなく、次の一歩となる具体的な支援方法（校内での支援体制で支えるのか、学校外の関係機関の力を借りるのか、その場合は、具体的にどの機関と連携するのか等）まで検討することが肝要です。

(2) 校内における支援

教室に居場所感が持てない児童生徒の避難場所として、また一旦不登校になったものの学校に戻りたいと思った際の通過点として、別室登校を行うことは珍しくありません。

別室として、保健室や相談室、別室用の小部屋などを用意している学校も増えてきました。また、図書室や校長室などを不登校児童生徒の居場所としている学校もあります。これら以外にも、教室とは別の場所に校内教育支援センター（いわゆる校内適応指導教室）を設置し、学習支援や相談活動を行う学校も見られます。

(3) 家庭訪問の実施

家庭訪問の目的の一つは、教職員が児童生徒を「気にかけている」というメッセージを伝えるとともに、安心させることにあります。本人と直接会えない場合は、保護者と話をしたり、持参したプリント類を置いてきたりするだけでも十分に意味があります。登校を強く促したり、勉強の不安を喚起したりするなどの対応は、児童生徒にとって苦しく受け入れがたい関わりとなります。

(4) 校外の関係機関等との連携

不登校の状態像が多様化する中、学校内の支援だけでは十分ではないケースも見られます。個々の不登校の状態や背景要因を適切にアセスメントし、教育センター相談室、教育支援センター、フリースクール、児童相談所、クリニックなど、その児童生徒に合った関係機関につなぐ支援が必要になる場合もあります。また、関係機関だけでなく、不登校特例校や夜間中学など、児童生徒を多様な学びの場につなぐ支援も必要です。

(5) 家庭や保護者を支える

不登校の子供を持つ保護者は、我が子の将来を案じ、自分の子育てが間違っていたのかと悩み、児童生徒の将来について不安を抱えていることが少なくありません。そうした保護者とは、児童生徒への支援等に先立ち、信頼関係を築くことが重要です。

第３章　学校における安全管理

第１節　学校における安全管理の考え方　ポイント

○学校における安全管理は、事故の要因や危険を早期に発見し、速やかに除去するとともに、万が一、事故等が発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒等の安全の確保を図るようにすることである。

○安全管理は、安全教育と一体的な活動を展開することによって、初めて学校における安全が確保できるため、学校安全計画や危機管理マニュアル作成時には十分留意し、実効的なものとする必要がある。

第２節　事故等の未然防止のための安全管理　ポイント

○事前の安全管理は、事故等の未然防止と事故発生後の的確な対処への備えの両面がある。

○全ての学校及び全ての教職員は、日頃から組織的に安全管理に取り組む体制を整備するとともに、学校環境や学校生活、通学路等の点検を通して危険な箇所や場面を抽出・分析・管理し、ＰＤＣＡサイクルの中で、改善を重ねていくこと、実際の事故発生時の対応手順や体制についてあらかじめ十分準備しておくことが重要である。

第３節　事故等の発生に備えた安全管理　ポイント

○事故等が発生した際、児童生徒等の生命と健康を最優先に迅速かつ適切な対応を行うことが重要である。そのため、組織として機動的に対応できる救急及び緊急連絡体制を整えておくとともに、迅速かつ適切な手当ができるよう、日頃から全ての職員がその手順について理解し、身に付けておくことが大切である。

○さらに、学校への不審者侵入時や登下校時・校外活動時における事故等発生時、地域・学校の実情を踏まえて起こり得る危険が発生したときなど、個別の場面を想定し、できる限り具体的に手順を定め、教職員のみならず関係者等にも共有しておくことが重要である。

第４節　災害発生時の対応（火災、地震・津波災害、火山災害、風水（雪）害等の気象災害、原子力災害等発生時）

１　緊急連絡体制の整備

学校及び周辺で起こり得る様々な災害について、災害時又は災害が発生するおそれがあるときにおける情報連絡を的確かつ円滑に行うため、自治体や教育委員会等の定める計画を踏まえて、学校と教育委員会、防災担当部局との間の情報連絡手段・体制の整備を図るとともに、教職員間、学校と保護者・児童生徒等や地域の関係機関・団体との間の情報連絡体制を整えておく必要がある。

災害によっては、電話、携帯電話、メールなどの通信手段が利用できなくなることを考え、それ以外の連絡方法や、災害発生時の措置をあらかじめ定めておくことも必要である。特に児童生徒等の下校や引渡しについては、災害の種類と程度に応じた基本的パターンを定め、保護者と事前に共通理解を図っておく必要がある。児童生徒等の在宅中（登校前・休日・夜間等）に災害が発生した場合や災害に関する警報が発表された場合、若しくは避難勧告等が発令された場合の登校や休校についても、できる限り事前に設置者等と協議８し、同様に基本パターンを決めてあらかじめ保護者に周知する。

なお、災害発生時等に実際に機能するよう、様々な場面・状況（授業中、休み時間や放課後、登下校中、校外学習中、休日の課外活動中等）における児童生徒等の安全確保策や連絡体制を明確にして危機管理マニュアルに盛り込むとともに、訓練等を行うことも大切である。

第５節　事後の対応と学校事故対応　ポイント

○危機が一旦おさまった後、速やかに児童生徒等の安否確認、必要に応じて学校での待機・保護者への引渡しを行うとともに、教育活動の再開に向けて動き出す。これらをスムーズに行うためには、ルールづくりなど事前の準備が必要である。

○また、必要に応じて児童生徒等への心のケアを十分に実施することが重要である。

○さらに、事故等については、必要に応じて、その背景や要因について、調査・検証を行い、適切に関係者に情報を共有するとともに、再発防止につなげることが重要である。

第７節　安全管理の評価

１　安全管理の評価の意義

安全管理は、現在有効に機能しているように見えても、児童生徒等の状況の変化や学校の置かれている環境の変化などの状況の変化等により潜在的な危険をはらみ、十分でない場合がある。

将来、安全管理の対象や項目が変わったり、安全上の新たな問題が生じたりすることにより、現在の方法を改善する必要が出てくる場合がある。また、人事異動等により、教職員の安全管理に関する理解が低下することも考えられるため、安全管理に関する評価が必要となる。

安全管理の評価の意義は、安全管理の実態を把握することにより、安全管理の対象、観点・方法が、安全管理のねらいに合致しているか否かを検討し、より有効な安全管理のための改善策を明らかにすることにある。なお、評価結果を教職員全員にフィードバックしたり、必要に応じて保護者、地域関係者及び児童生徒等にフィードバックし、その後の指導や管理に生かしたりすることは、安全管理へのより積極的な参画や、安全管理についての改善策の提案を促すことになるので、積極的に行うべきである。特に、施設・設備の活用状況や安全点検等についての評価は、具体的なチェックカードなどを作成し、結果を検討し速やかに対応することが重要である。

Ⅴ　教育課題	第11分科会　社会形成能力 研究課題　社会形成能力を育む教育活動の推進と校長の在り方

分科会の趣旨

今日、少子化・人口減少、家族形態の変容、ＳＮＳの発達等ライフスタイルが多様化する社会の中で、直接的な人と人との関わりが希薄化する傾向が一層強まっている。それに伴い周囲の人々との交流に消極的な家庭の増加により、地域住民の地域活動が低迷している。さらに、家庭の価値観の多様化や地域コミュニティの変化により、子どもたちの人間関係を育み広げる機会が減少した。こうしたことが要因となり、子どもたちが、地域の中で社会性を高めることが難しい時代を迎えている。また、若い世代の無業者や早期離職者の存在に見られるように、学校から社会・職業への意向が円滑に行われていないという指摘もある。

このような情勢の中、学校は、子どもたちに、社会が直面する問題に正面から向き合おうとする強い意志を培い、社会を構成する一員として多様な人々と協働しながらその解決に主体的に取り組もうとする態度を育むことが求められている。

加えて、開かれた学校として地域コミュニティの核となり、社会とどう関わり、どのように貢献していけるかを考えた学校づくりを進めていくことも求められている。

そのような学校づくりを実現するためには、子どもたちが考え行動するプロセスを重視し、地域の特色を生かした豊かな体験活動を積極的に取り入れ、組み立てていくことが大切である。また、全教育活動をキャリア教育の視点から捉え、幅広い学力、コミュニケーション能力や規範意識等、社会的・職業的自立に必要な基盤となる資質・能力を高めていく教育課程を編成することにより、働く意義や目的を探求し、自分なりの勤労観・職業観を形成していくことも重要である。

本分科会では、「社会に開かれた教育課程」の編成に向け、校長のリーダーシップの下、将来の社会を形成する役割を担う子どもたちに、各教科等で身に付けた知識や技能等を基に、よりよい社会の形成に向け、主体性をもって社会に参画し、課題を解決する力や態度を養うための具体的方策と成果を明らかにする。

研究の視点

⑴　社会の発展に貢献する資質・能力・態度を育む教育活動の推進

学校は、子どもたちが社会の仕組みを理解できるようにし、自立した社会人として生きていくために必要な資質・能力を育むとともに、社会に貢献しようとする態度の育成を目指している。

そのためには、地域を対象として、地域の人的・物的資源を活用し、体験的学習や問題解決的な学習を積極的に組み立てる必要がある。また、積極的に地域住民の学校運営への参画意識の醸成に努め、目指す子ども像を共有し、ともに子どもたちを育む関係を築いていくことが求められる。校長は、こうした認識の下に、子どもたちが将来への夢や目標を確立し、希望をもって社会の一員として歩き始めることができるよう教育活動を推進していくことが求められている。

このような視点に立ち、他者と協働して主体的に社会に参画し、貢献しようとする意欲や態度を身に付けることができる教育活動を推進する上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

⑵　地域に愛着をもち、よりよい社会の創造に貢献する力を育むキャリア教育の推進

小学校におけるキャリア教育は、子どもたち一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力を養うことを目的としており、発達の段階に応じて組織的かつ計画的に推進していくものである。

これを踏まえて、学校においては、体験的な学習活動を充実させるとともに、家庭・地域社会との連携・協働を図りながら、子どもたちが様々な人々や社会との関わりをもてるよう工夫する。そのような活動を通して、社会生活の基本的ルールを身に付け、社会の中での自己の役割を認識し、働くことの意義や夢をもつことの大切さを理解できるようにすることが求められている。

このような視点に立ち、教育活動全体を通じて、地域に愛着をもち、豊かな未来社会の実現に貢献する力を育むキャリア教育を推進する上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

第１１分科会　「社会形成能力」
研究課題　「社会形成能力を育む教育活動の推進と校長の在り方」

１　「研究課題」のもつ今日的な課題や先見性、意識改革の必要性についての解説

近年、社会が複雑化、多様化し、子どもを取り巻く環境も大きく変化している。とりわけ、少子化の進展や家族形態の変容などによる家庭の養育姿勢や地域コミュニティーの変化に伴い地域活動への参加機会は減少し、子どもたちが社会性を高めたり、人間関係を育み広げたりする機会は減っている。そのような中、東日本大震災や熊本地震、胆振東部地震、道内外の風水害等、それぞれの被災地において、ボランティア活動や支援活動など、地域の人たちとの絆が改めて見直され、地域コミュニティーの形成・発展がますます重要であることも明らかとなった。

また、ここ数年の教育情勢からは、将来を担う子どもたちの豊かな未来づくりを図る、「社会形成能力」の育成を求める内容の記述をしばしば目にする。一例としては、下記のようなものがあり、このような力の育成の重要性を知ることができる。

・持続可能な社会の担い手として、個人と社会の成長につながる新たな価値を生み出す
・あらゆる多様な人々を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら社会変化を乗り越えていく力
（全連小　研究主題　解説より）
・一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程であるキャリア発達を促すことが重要
（北海道教育推進計画より）

「社会形成能力」とは、多様な人々の考え方や立場を理解し、相手の意見を聴いて自分の考えを正確に伝えることができるとともに、自分の置かれている状況を受け止め、役割を果たしつつ多様な人々と協力・協働して社会に参画し、今後の社会を積極的に形成することができる力である。この力は、性別、年齢、個性、価値観等の多様な人材が活躍している社会との関わりにおいて様々な他者を認めつつ、協働していく力である。また、変化の激しい今日においては、既存の社会に参画し、適応することのみならず、自ら新たな社会を創造・構築していく資質・能力が求められている。さらに、人や社会との関わりは、自分に必要な知識、能力、態度への気付きだけでなく、将来の自分への夢や希望を与えてくれるものであり、自らを育成する上でも影響を与えるものでもある。具体的な例としては、他者の個性を理解する力、他者に働きかける力、コミュニケーションスキル、チームワーク、リーダーシップ等があげられる。

また、子どもたちに将来、社会や職業で必要となる資質・能力を育むためには学校で学ぶことと社会とのつながりを意識させることも重要である。そのために校長は、「社会に開かれた教育課程」の意味合いを十分に自覚し、総合的な学習の時間や学校行事の勤労生産・奉仕的行事における職場体験などのキャリア形成に関わる啓発的な体験活動、道徳科における学習の機会を生かしつつ、学校の教育活動全体を通じて系統的、発展的に教育課程に位置付け、編成・実施・評価・改善していくことが必要である。

校長は、将来の社会を形成する役割を担う子どもたちが、よりよい社会の形成に向け、主体性をもって社会の活動に積極的に参画し、課題を解決していく力や態度を養うよう、リーダーシップを発揮して教育課程を編成していくことが必要である。

２　「研究課題」を究明する視点

（１）社会の発展に貢献する資質・能力・態度を育む教育活動の推進

・社会との関わりを豊かにしていく力を身に付ける体験活動の充実
・多様な人々と協力して社会の活動に参画し、貢献しようとする意欲や態度を身に付ける教育活動の創造

（２）地域に愛着をもち、よりよい社会の創造に貢献する力を育むキャリア教育の推進

・社会と積極的に関わろうとする態度の育成を目指した教育課程の編成
・社会づくりに貢献しようとする力を育む、キャリア教育の視点を取り入れた教育活動の充実

３　分科会の方向性と研究視点に関する資料

学習指導要領等解説　総則編

文部科学省　平成 29 年６月

第４節　児童の発達の支援

１－(3) キャリア教育の充実

○　児童が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること

学校教育においては、キャリア教育の理念が浸透してきている一方で、これまで学校の教育活動全体で行うとされてきた意図が十分に理解されず、指導場面が曖昧にされてしまい、また、狭義の意味での「進路指導」との混同により、特に進路に関連する内容が存在しない小学校においては、体系的に行われてこなかったという課題もある。また、将来の夢を描くことばかりに力点が置かれ、「働くこと」の現実や必要な資質・能力の育成につなげていく指導が軽視されていたりするのではないか、といった指摘もある。

こうした指摘等を踏まえて、キャリア教育を効果的に展開していくためには、特別活動の学級活動を要としながら、総合的な学習の時間や学校行事、道徳科や各教科における学習、個別指導としての教育相談等の機会を生かしつつ、学校の教育活動全体を通じて必要な資質・能力の育成を図っていく取組が重要になる。また、将来の生活や社会と関連付けながら、見通しをもったり、振り返ったりする機会を設けるなど主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めることがキャリア教育の視点からも求められる。さらに、本改訂ではキャリア教育の要となる特別活動の学級活動の内容に(3)一人一人のキャリア形成と自己実現を設けている。その実施に際しては次の２点に留意することが重要である。

一つ目は、総則において、特別活動が学校教育全体で行うキャリア教育の要としての役割を担うことを位置づけた趣旨を踏まえることである。キャリア教育の要としての役割を担うこととは、キャリア教育が学校教育全体を通して行うものであるという前提のもと、これからの学びや自己の生き方を見通し、これまでの活動を振り返るなど、教育活動全体の取組を自己の将来や社会づくりにつなげていくための役割を果たすことである。この点に留意して学級活動の指導に当たることが重要である。

二つ目は、学級活動の(3)の内容は、キャリア教育の視点からの小・中・高等学校のつながりが明確になるよう整理することにより設けたものであるということである。ここで扱う内容については、将来に向けた自己実現に関わるものであり、一人一人の主体的な意思決定を大切にする活動である。中学校、高等学校へのつながりを考慮しながら、小学校段階として適切なものを内容として設定している。キャリア教育は、教育活動全体の中で基礎的・汎用的能力を育むものであることから、夢を持つことや職業調べなどの固定的な活動だけに終わらないようにすることが大切である。学校の教育活動全体を通じて行うキャリア教育を効果的に進めていくためには、校長のリーダーシップのもと、校内の組織体制を整備し、学年や学校全体の教師が共通の認識に立って指導計画の作成に当たるなど、それぞれの役割・立場において協力して指導に当たることが重要である。また、キャリア教育は、児童に将来の生活や社会、職業などとの関連を意識させる学習であることから、その実施に当たっては、職場見学や社会人講話などの機会の確保が不可欠である。「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、幅広い地域住民等（キャリア教育や学校との連携をコーディネートする専門人材、高齢者、若者、ＰＴＡ・青少年団体、企業・ＮＰＯ等）と目標やビジョンを共有し、連携・協働して児童を育てていくことが求められる。さらに、キャリア教育を進めるに当たり、家庭・保護者の役割やその影響の大きさを考慮し、家庭・保護者との共通理解を図りながら進めることが重要である。その際、各学校は、保護者が児童の進路や職業に関する情報を必ずしも十分に得られていない状況等を踏まえて、産業構造や進路を巡る環境の変化等の現実に即した情報を提供して共通理解を図った上で、将来、児童が社会の中での自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していくための働きかけを行うことが必要である。

第４章　初等中等教育の充実

第５節　キャリア教育・職業教育の推進

1　キャリア教育の推進

⑴ 初等中等教育におけるキャリア教育の推進

今日、日本社会の様々な領域において構造的な変化が進行しており、特に、産業や経済の分野においてその変容の度合いが著しく大きく、雇用形態の多様化・流動化に直結しています。このような中で現在の若者と呼ばれる世代は、無業者や早期離職者の存在などに見られるように「学校から社会・職業への移行」が円滑に行われていないという点において困難に直面していると言われています。

こうした状況に鑑み、子供たちが、「働くことの喜び」や「世の中の実態や厳しさ」などを知った上で、将来の生き方や進路に夢や希望を持ち、その実現を目指して、学校での生活や学びに意欲的に取り組めるようになることが必要です。そのためには、「学校から社会・職業への移行」を円滑にし、社会的・職業的自立に必要な能力や態度を身に付けることができるようにするキャリア教育を推進していくことが重要です。小・中・高等学校の~~新~~学習指導要領においても、キャリア教育の充実を図ることについて明示され~~ました~~ています。このようなキャリア教育を推進するため、文部科学省では、キャリア教育の実践の普及・促進に向けて様々な施策を展開しています。

例えば、児童生徒が自らの学習活動等の学びのプロセスを記述し振り返ることのできるポートフォリオ的な教材である「キャリア・パスポート」について、活用を促すとともに、小学校キャリア教育の手引きを改訂し、文部科学省のホームページに公開しました。

〈令和４年度実施施策〉

１．チャレンジ精神や他者と協働しながら新しい価値を創造する力など、これからの時代に求められる資質・能力の育成を目指した、小・中・高等学校等における起業体験の推進

２．厚生労働省、経済産業省と連携した「キャリア教育推進連携シンポジウム」の合同開催

３．キャリア教育の充実・発展に尽力し、顕著な功績が認められた学校、教育委員会等に対す る「文部科学大臣表彰」や、学校、地域、産業界、地方公共団体等の関係者が連携・協働 して行うキャリア教育の取組に対する「キャリア教育推進連携表彰」（経済産業省と共同 実施）を実施し、先進的な取組を全国へ普及・啓発等を通じ、児童生徒の社会的・職業的自立に向けた取組を推進しました。

⑵ 職場体験、インターンシップ（就業体験）等の体験活動の推進

職場体験やインターンシップ（就業体験）は、生徒が教員や保護者以外の大人と接する貴重な機会となり、

１．異世代とのコミュニケーション能力の向上が期待されること、

２．生徒が自己の職業適性や将来設計について考える機会となり主体的な職業選択の能力や高い職業意識の育成が促進されること、

３．学校における学習と職業との関係についての生徒の理解を促進し学習意欲を喚起すること、

４．職業の現場における実際的な知識や技術・技能に触れることが可能となること

など、極めて高い教育効果が期待されます。このため、キャリア教育の中核的な取組の一つとして、学校現場における職場体験、インターンシップの普及・促進に努めています。

公立中学校における職場体験は、新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和３年度の実施率が 28.5％と、元年度（前回調査時）の実施率 97.9％より大きく低下しています。また、公立高等学校（全日制及び定時制）における３年度のインターシップ実施率 52.9％と、元年度（前回調査時）の実施率 85.0％より低下しています。職場体験やインターシップには、高い教育効果が期待される中、実施率の向上が今後の課題となります。

北海道教育推進計画

北海道教育委員会　令和５年３月

第２章　北海道の現状と課題

２　子どもたちや教育の現状

（５）キャリア教育

キャリア教育は、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程であるキャリア発達を促すことが重要となっています。こうした中、進学や就職などの進路の目標が決まらないまま卒業を迎える生徒が一定程度いることから、児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向けた資質・能力を身に付けていくことができるよう、小・中・高校におけるキャリア教育を充実させることが求められています。このため、児童生徒がキャリア・パスポート等を活用しながら、自らのキャリア形成を見通したり振り返ったりするなど、自身の変容や成長を自己評価する学習活動などの充実により、産業構造の変化やグローバル化等、社会の急激な変化に対応できる資質・能力を身に付けさせるため、関係機関等と一体となって教育活動全体を通した組織的かつ計画的なキャリア教育を実践することが重要です。特に、高校の職業学科においては、企業や産業界、大学等と連携し世界を視野に地域の課題解決に主体的に取り組むなど、「社会に開かれた教育課程」の改善・充実を図りながら、地域の持続的な成長を支える最先端の職業人を育成することが必要です。

第４章　施策【施策の柱１　子どもたち一人一人の可能性を引き出す教育の推進】

７　キャリア教育の充実

＜施策の方向性～１０年後を見据えて～＞

○ 社会的・職業的自立に向け、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、児童生徒一人一人のキャリア形成を育むために、キャリア・パスポートを活用するなど、児童生徒が自身の変容や成長の自己評価を促すキャリア教育を実践します。

○ 進学希望者が多い普通科高校等においても勤労観・職業観を育成するため、大学・大学院での学習や研究経験を必要とする職業に焦点を当て、大学や研究施設等の専門機関におけるアカデミック・インターンシップを推進するなど、計画的な就業体験を促すキャリア教育を実践します。

○ 産業構造の変化やグローバル化等、社会の急激な変化に対応できる資質・能力を身に付けた人材を育成するため、企業や産業界、大学等と連携し世界を視野に地域の課題解決に主体的に取り組むなど、地域と学校が一体となった教育課程の改善・充実を図りながら、持続的な成長を促す産業教育を実践します。

○ 高校においては、進路目標が定まらないまま卒業する生徒が存在することや、就職後３年以内に離職する割合が全国に比べて高い状況にあることから、キャリアプランニングスーパーバイザーによる学校支援を行うなど、生徒の自己肯定感を高め、職業意識を向上させるための就職指導の改善・充実を図ります。

＜主な取組＞

○ キャリア・パスポート等を活用したキャリア教育の推進

・ 家庭・地域などと一体となり学校の教育活動全体を通して行う組織的かつ計画的な進路指導の強化
・ 主体的に進路選択ができるよう、小・中・高校におけるキャリア・パスポート等の活用の促進
・ 起業家的資質・能力の育成など、社会の形成に主体的に参画しようとする力を育成する学習活動の推進
・ 児童生徒が自身の変容や成長を自己評価する学習活動を促進

○ 就業体験活動（インターンシップ）の充実

・ 勤労観・職業観を育成する就業体験活動等の体系的な指導の強化
・ 進学希望者が多い普通科高校に、アカデミック・インターンシップを含む就業体験活動の推進
・ 大学や専修学校などの卒業が前提となる資格を要する職業にも拡大した就業体験活動の推進

○ 地域や産業界と高校が一体となった社会に開かれた教育課程の推進

・ 産学官が一体となった教育課程の改善を図る職業人材育成システム*の強化
・ 産業界等と連携し、学びの場を学校外に確保した職業教育の推進
・ デジタル化に対応した最先端の知識や技術を習得する実践的な職業教育の充実

小学校キャリア教育の手引き

文部科学省　令和４年３月

第３章　小学校におけるキャリア教育

第１節　小学校におけるキャリア発達

（２）各学校におけるキャリア発達の課題の具体的な捉え方

キャリア教育は、一人一人のキャリアが多様な側面をもちながら段階を追って発達していくことを深く認識しつつ取組を展開するところに特質がある。また、キャリアは、発達の段階やその発達課題の達成と深く関わりながら、段階を追って発達していくものである。よって、一人一人のキャリア発達を促進させるためには、まず、各学校において目の前の児童の現状を踏まえ、必要とされる能力を意図的に育成していくことが求められる。その上で、各学年団の前後の関係を理解することや、中学校の時期におけるキャリア発達との関連を捉えることなど、時系列的な関連性を理解し、継続的・系統的な指導を行うことができるようにすることが大切である。各学校において、キャリア発達の課題を明確にし、キャリア教育を通して身に付けさせたい能力を設定するためには、児童の現状を把握する必要がある。その際には、現状を数値化して把握する「定量的な把握」と、数量的な計測結果には現れにくい質的な側面について把握する「定性的な把握」の双方が不可欠である。

第２節　教育課程との関りにおけるキャリア教育

（１）児童の現状を踏まえた具体の能力の設定の取組

キャリア教育の実践に当たっては、一人一人の児童が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるようにすることが求められる。その際、身に付けさせたい資質・能力の中核となるのは、「人間関係形成・社会形成能力」「自己理解・自己管理能力」「課題対応能力」「キャリアプランニング能力」の四つの能力によって構成される基礎的・汎用的能力である。本書第１章第５節において解説されているとおり、これら四つの能力は、相互に関連・依存した関係にあり、これらの能力をすべての者が同じ程度あるいは均一に身に付けることを前提に構想されたものではない。これらの能力をどのようなまとまりで、どの程度身に付けさせるかは、学校や地域の特色や児童の発達の段階によって異なると考えられ、各学校においては、この四つの能力を参考にしつつ、それぞれの課題を踏まえて具体の能力を設定し、工夫された教育を通じて達成することが望まれる。それゆえ、前節で整理したとおり、各学校においては「定量的な把握」と「定性的な把握」の双方を通して自校の児童たちの現状を捉え、それを基盤としつつ、それぞれの学校教育目標や教師や保護者の願いを視野に収めながら、「目の前のこの子たち」にふさわしい具体の能力、すなわち、キャリア教育を通して身に付けさせたい力を設定する必要がある。その際特に重要となるのは、各学校において身に付けさせたい力が、卒業時の到達目標として「○○することができる」「○○する」など、実際の行動として現れるという観点に立って表現されていることである。このような目標設定がなされることにより、卒業までに児童が身に付ける能力の全体像を描くことが可能となり、また、「できるようになったかどうか」というアウトカム評価をすることも可能となる。従来、キャリア教育の目標を設定する際には、「望ましい職業観・勤労観を育成する」「たくましく生きる力を高める」など、多様な解釈の余地を残す抽象度の高い表現が用いられることも少なくなかった。そのため、キャリア教育の取組を通して目標がどれほど達成できたかという検証も自ずと困難とならざるを得ず、検証を通して明らかになった課題等をフィードバックし、新たな取組に反映させる検証改善サイクル（PDCAサイクル）を確立することも難しかったと言えよう。キャリア教育は、各学校段階で取り組むべき発達課題を明らかにし、日々の教育活動全体を通して達成させることを目指すものである。各学校がこの視点に立って教育の在り方を幅広く見直すことにより、教職員にそれぞれの学校の教育の理念と進むべき方向が共有されるとともに、教育課程の改善が促進される。そして、その基盤となるのが、先述した目の前の児童の現状を踏まえた具体の能力の設定である。

Ⅴ　教育課題	第12分科会　自立と共生 研究課題　自立と共生の実現に向けた教育活動の推進と校長の在り方

分科会の趣旨

現在、全ての人々が人格と個性を尊重し支え合い、多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会、すなわち「共生社会」の実現が求められている。「共生社会」とは、障がいの有無等に関わらず、あらゆる人々が互いの人権を尊重し合い、共に力を合わせて生活していくことができる社会である。そして、多様な人々と協働しながら新たな価値を生み出し、様々な分野での共生社会の創り手となっていくことが求められている。そのためには、一人一人の自分らしさを大切にしながら、夢や希望をもって「自立する力」を育むことが大切である。それとともに、互いに仲間として支え合いながら、よりよい社会を築いていこうとする「共生」の態度を養うことも重要である。

そこで、学校においては、障がいの有無に関わらず誰もが自立し互いに尊重し合える「共生社会」を築くために、子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する必要がある。このような視点に立って、子ども一人一人の教育的ニーズを把握するとともに、能力を高め、生活や学習上の困難を改善、又は克服できるよう特別支援教育を発展・充実させていくこと、そして、子どもたちの自己肯定感を高め、「自立する力」と「共生」の態度を育み養っていくことが大変重要である。

校長は、このような「自立と共生」の社会づくりにおける学校の役割の大きさについて教職員の理解促進と専門性の向上を図りながら、カリキュラム・マネジメントの確立や校内支援体制の整備、地域の医療・福祉といった関係機関との連携、家庭・地域への理解啓発などをより一層推進させていかなければならない。

本分科会では、このような「自立と共生」の視点に立った社会づくりにおける特別支援教育の役割について共通認識に立ち、校長のリーダーシップの下、子どもの自立を図るための特別支援教育や多様な人々と共生し協働する資質・能力を育む教育を推進するための具体的な方策と成果を明らかにする。

研究の視点

(1) 子どもの自立や社会参加に向けた特別支援教育の推進

共に支え合う共生社会の実現に向け、障がいの有無に関わらず、共に活動し共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築と、子どもたちの自立と社会参加の一層の推進が求められている。そして、子ども一人一人の教育的ニーズに対応した適切な指導及び支援を必要な時に提供できるようにしていくことが重要である。

校長は、きめ細やかな質の高い指導・支援の充実を目指し、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を図るとともに、子どもたちが地域社会の構成員であることを学ぶ地域社会での交流や学習の推進を図る必要がある。また、医療・福祉等の関係機関との連携を強化し、全ての子どもたちが、その能力を十分に発揮できる学習環境の整備に努めることも重要である。

このような視点に立ち、子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する特別支援教育を推進する上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

(2) 多様な人々と協働する資質・能力を育む教育の推進

現代においては、子どもたちは、「共生社会」の創り手として、予測できない変化に主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して自らの可能性を発揮し、多様な人々と協働して課題を解決していく力の育成が求められている。

校長は、多様性の尊重、他者への共感や思いやりの心を子どもたちに培っていくこと等を通して、多様な人々と協働する資質・能力を育んでいく教育活動が実施されるために必要なカリキュラム・マネジメントに努めなければならない。また、家庭や地域への理解啓発を図り、連携して子どもたちを育てていくことも必要である。

このような視点に立ち、「共生社会」の実現に向け、多様な人々と協働する資質・能力を育んでいく上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

第 12 分科会　「自立と共生」
研究課題　「自立と共生の実現に向けた教育活動の推進と校長の在り方」

１　「研究課題」のもつ今日的な課題性や先見性、意識改革の必要性についての解説

LD、ADHD、高機能自閉症も含めて障がいのある児童生徒に対して、自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うことが重要である。小学校においては、通常の学級に在籍する LD・ADHD・高機能自閉症等の子どもに対する理解や指導及び支援に努めてきている。「校内委員会設置」「特別支援教育コーディネーターの指名」といった基礎的な支援体制はほぼ整備されており、さらに、「個別の指導計画の作成」「個別の教育支援計画の作成」についても着実に取組が進んだことで、連続性のある一貫した教育支援体制の充実が図られてきている。さらに、平成 28 年４月からは、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律の適用を受け、学校現場では合理的配慮が求められるようになり、保護者を含め関係機関との一層の連携が必要不可欠となっている。

また、障がいのある児童生徒のニーズは、教育、医療、福祉等様々な観点から生じるものである。これらのニーズに対応した施策はそれぞれ独自に展開できるものもあるが、類似しているもの、または密接不可分なものも少なくない。したがって、教育という側面から対応を考えるに当たっても、医療、福祉等の面からの対応の重要性も踏まえて、関係機関等の連携協力に十分配慮することが必要となる。また、医療、福祉等の面からの対応が行われるに当たっても、教育の立場から必要な支援・協力を行うことが重要である。

さらには、少子高齢化や情報化、グローバル化が進む現代社会において、一人一人の子どもが自分のよさや可能性を認識するとともに、様々な国籍や自然、文化、また男女共同参画への考え方、高齢者福祉などあらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な「共生社会」の創り手となることが求められている。そこで、互いを理解するためには、他者への共感や思いやりの心、相手の立場で物事を考える能力や態度を醸成することがとても重要である。

こうしたことから、特別支援教育や共生社会の実現に向けた資質・能力を育む教育の理念と基本的考え方が普及・定着することは、学校教育だけでなく、よりよい社会を築いていく上で、積極的な意義を有するものである。

我が国が目指すべき社会は、性別や国籍、障がいの有無等にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会であり、国民一人一人が幸せを実感できる生活を享受でき、多様な生き方を自らの意思で選択することのできる社会である。その実現のため、学校教育は、障がい者の自立と社会参加を見通した取組や多様な人々と共生し協働する資質・能力を育む取組によって、重要な役割を果たすことが求められる。その意味で、特別支援教育や共生社会の実現に向けた資質・能力を育む教育の理念や基本的考え方が、学校教育関係者をはじめとして国民全体に共有されることを目指すべきである。

校長は、家庭や地域・関係機関等との連携を深め、ノーマライゼーションの理念と具現化の方策を普及、浸透すると共に、子どもの発達や障がい等についての理解を広げ、子どもや保護者に温かく寄り添い、子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する特別支援教育を推進するとともに、共生社会の実現に向けた資質・能力を育む教育の推進に向けて、強くリーダーシップを発揮することが求められている。

２　「研究課題」を究明する視点

（１）子どもの自立や社会参加に向けた特別支援教育の推進

・特別支援教育の校内支援体制の整備と関係機関等の連携の在り方
・特別支援教育の推進を目指す教職員の意識改革と専門性の向上

（２）多様な人々と協働する資質・能力を育む教育の推進

・多様な人々と共生し協働する資質・能力を育むためのカリキュラム・マネジメントの確立
・「共生社会」の創り手となる子どもを育むための家庭や地域への理解啓発及び連携の在り方

３　分科会の方向性と研究視点に関する資料

小学校学習指導要領　文部科学省　　平成29年３月

小学校学習指導要領　総則　第４　児童の発達の支援

２ 特別な配慮を必要とする児童への指導

(1) 障害のある児童などへの指導

ア　障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言又は援助を活用しつつ、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

イ　特別支援学級において実施する特別の教育課程については、次のとおり編成するものとする。

(ｱ) 障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第７章に示す自立活動を取り入れること。

(ｲ) 児童の障害の程度や学級の実態等を考慮の上、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を、知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、実態に応じた教育課程を編成すること。

ウ　障害のある児童に対して、通級による指導を行い、特別の教育課程を編成する場合には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第７章に示す自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行うものとする。その際、効果的な指導が行われるよう、各教科等と通級による指導との関連を図るなど、教師間の連携に努めるものとする。

エ　障害のある児童などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

学校学習指導要領解説（総則編）　文部科学省　　平成29年６月

小学校学習指導要領解説　総則編　第３章　第４節　児童の発達の支援

２　特別な配慮を必要とする児童への支援

(1) 障害のある児童などへの指導

そこで、校長は、特別支援教育実施の責任者として、校内委員会を設置して、特別支援教育コーディネーターを指名し、校務分掌に明確に位置付けるなど、学校全体の特別支援教育の体制を充実させ、効果的な学校運営に努める必要がある。その際、各学校において、児童の障害の状態等に応じた指導を充実させるためには、特別支援学校等に対し専門的な助言又は援助を要請するなどして、計画的、組織的に取り組むことが重要である。

こうした点を踏まえ、各教科等の指導計画に基づく内容や方法を見通した上で、個に応じた指導内容や指導方法を計画的に検討し実施することが大切である。

さらに、障害のある児童などの指導に当たっては、担任を含む全ての教師間において、個々の児童に対する配慮等の必要性を共通理解するとともに、教師間の連携に努める必要がある。また、集団指導において、障害のある児童など人一人の特性等に応じた必要な配慮等を行う際は、教師の理解の在り方や指導の姿勢が、学級内の児童に大きく影響することに十分留意し、学級内において温かい人間関係づくりに努めながら、「特別な支援の必要性」の理解を進め、互いの特徴を認め合い、支え合う関係を築いていくことが大切である。

新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議（報告）　有識者会議　令和３年１月４日

Ⅰ　特別支援教育を巡る状況と基本的な考え方

（これからの特別支援教育の方向性）

○特別支援教育を巡る状況の変化も踏まえ、インクルーシブ教育システムの理念を構築し、特別支援教育を進展させていくために、引き続き、次のことを着実に進めていく。

①障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる学びの場の整備

②障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備

○これらを更に推進するため、それぞれの学びの場における各教科等の学習の充実を進めるとともに、

・障害のある子供と障害のない子供が、年間を通じて計画的・継続的に共に学ぶ活動の更なる拡充

・障害のある子供の教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を変えられるよう、多様な学びの 場の間で教育課程が円滑に接続することによる学びの連続性の実現を図る。

○また、これらの方向性を実現するため、次のことを進める。

・就学支援、指導方法や指導体制、施設環境など障害のある子供の学びの場の整備

・特別支援教育に携わる教師の専門性の向上・ＧＩＧＡスクール構想による１人１台端末等の最新のＩＣＴ技術の活用

・関係機関の連携強化による切れ目ない支援体制の整備

○これにより、障害の有無に関わらず誰もがその能力を発揮し、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会の構築を目指す。

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（答申）　中央教育審議会　令和３年１月26日

４　新時代の特別支援教育の在り方について

⑴ 基本的な考え方

○特別支援教育は、障害のある子供の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子供一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。また、特別支援教育は、発達障害のある子供も含めて、障害により特別な支援を必要とする子供が在籍する全ての学校において実施されるものである。

○一方で、少子化により学齢期の児童生徒の数が減少する中、特別支援教育に関する理解や認識の高まり、障害のある子供の就学先決定の仕組みに関する制度の改正62等により、通常の学級に在籍しながら通級による指導を受ける児童生徒が大きく増加しているなど、特別支援教育を巡る状況が変化している。また、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大による臨時休業により特別支援学校を始めとする学校が障害のある子供にとってのセーフティネットとしての役割を果たすなど、社会全体で特別支援教育が果たしている機能や役割等が再認識されるとともに、特別支援学校等だけでその全ての期待に応えることの難しさなど、今後の課題も明らかになりつつある。

○また、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を構築し、特別支援教育を進展させていくために、引き続き、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の充実の一層の充実・整備を着実に進めていく必要がある。

特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議（報告）　検討会議　令和４年３月

Ⅳ　教師の専門性の向上のための具体的方向性

◎特別支援教育を担う教師の専門性を向上し、質の高い集団をつくり、それを支えていくために、養成・採用、教師の継続的な学びを支える研修・キャリアパス等について、関係者ごとに以下の方策を講じる。

１　全ての教師（全ての教師に対し特別支援教育の知見や経験を蓄積するための組織的対応）

○小学校等において、通常の学級と、通級による指導や特別支援学級、特別支援学校の間で連携した指導の充実を図り、教師が協働しながら専門性の層を着実に厚くしていく仕組みをつくり、特別支援教育に係る経験を有する教師を増やしていくことが必要である。

○新規採用から長時間経過していない期間において、多くの教師が障害のある児童生徒の学びの特性を理解し、特別の教育課程に基づく個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成に携わりながら、学習指導案を作成し、年間を通じて実際に指導に当たる 機会を設けることが不可欠と考える。

〈具体的方向性〉

・任命権者及び校長は、全ての新規採用教員がおおむね10年目までの期間内において、特別支援学級の教師や、特別支援学校の教師を複数年経験することとなる状態を目指し、人事上の措置を講ずるよう努めること。合わせて、採用から10年以上経過した教師についても、特別支援教育に関する経験を組み込むよう努めること。

特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について（通知）　文部科学省　令和４年４月27日

特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われることが重要です。また、インクルーシブ教育システムの理念の構築に向けては、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。

これらを踏まえれば、小・中学校や特別支援学校等が行う、障害のある子供と障害のない子供、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動する「交流及び共同学習」が大きな意義を有することは言うまでもありません。また、障害者基本法においても、「国及び地方公共団体は、障害者である児童及び生徒と障害者でない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない」とされているところです。

このため、文部科学省は、小・中学校や特別支援学校等の学習指導要領等における交流及び共同学習に関する記載の充実及び教育委員会や学校に向けた参考資料である交流及び共同学習ガイドの改訂等を通して、交流及び共同学習を積極的に進めてきました。現在においては、一部の地域で取り組まれている、特別支援学校に在籍する児童生徒と居住する地域の学校との積極的な交流等についても、より重要性が増していると考えております。

また、交流及び共同学習には、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする「交流」の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする「共同学習」の側面があり、この二つの側面を分かちがたいものとして捉えて推進していく必要があるという、基本的な考え方も併せて示してきたところです。

しかしながら、文部科学省が令和３年度に一部の自治体を対象に実施した調査において、特別支援学級に在籍する児童生徒が、大半の時間を交流及び共同学習として通常の学級で学び、特別支援学級において障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた指導を十分に受けていない事例があるこ

とが明らかとなりました。冒頭で述べたとおり、インクルーシブ教育システムの理念の構築においては、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り同じ場でともに学ぶことを追求するとともに、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり、「交流」の側面のみに重点を置いて交流及び共同学習を実施することは適切ではありません。

通常の学級に在籍する障害のある児童生徒への支援の在り方に関する検討会議（報告）
検討会議　令和５年３月13日

２　特別支援教育に関する校内支援体制の充実

（校内委員会の機能強化）

各学校においては、校長のリーダーシップの下に、どの学級にも特別な教育的支援を必要としている児童生徒がいることを前提とした校内委員会の在り方について再点検する必要がある。その結果、例えば、校内委員会自体が形骸化しているなど、本来の果たすべき役割が機能していないのであれば必要な見直しを図り、全校的な支援体制を確立することが必要である。その際、校長は、校内委員会において中心的な役割を果たすとともに、外部の専門家や関係機関との連絡調整や保護者からの相談窓口など広範な任務を担う特別支援教育コーディネーターにふさわしい教師を適切に指名し、校務分掌の見直しを図るなど、その役割を校内において十分に果たせるよう体制を整える必要がある。

（中略）小中学校等における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場は、子供の発達の程度、適応の状況や取り巻く環境等を勘案しながら変更ができることを、全ての関係者の共通理解とすることが重要である。

次期教育振興基本計画について（答申）　中央教育審議会　令和５年３月８日

目標７　多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂

【基本施策】

〇特別支援教育の推進

・障害のある子供の自立と社会参加に向けて、障害者権利条約や障害者基本法等に基づき、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に過ごすための条件整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備を両輪として、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を一層進める。
・その際、個別の教育支援計画・個別の指導計画の活用や合理的配慮の提供に加え、本人や保護者の意向を最大限尊重した適切な就学先決定の促進、通級による指導の充実及び外部人材の活用の推進等により、障害の状態等に応じて適切な指導や必要な支援を受けられるようにする。また、障害者理解に関する学習や交流及び共同学習の在り方等を周知するとともに一層の推進を図る。
・さらに、校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制を構築するとともに、最新の知見を踏まえながら、全ての教職員が障害や特別支援教育に係る理解を深める取組を推進する。また、特に教師の専門性向上を図るため、特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムに基づいた教職課程の充実や、特別支援学校教諭等免許状保有率向上の取組などを進める。
・医療的ケアが必要な児童生徒等について、保護者の付添いがなくても安全・安心に学校で学ぶことができるよう、医療的ケア看護職員の配置の促進を含め、取組を推進する。また、病気療養児の教育支援や学びの場の実態を踏まえつつ、ICT を活用した遠隔教育推進にも取り組む。
・障害のある児童生徒等が支障なく安心して学校生活を送ることができるよう、学校施設のバリアフリー化や特別支援学校の教室不足の解消に向けた取組を推進する。

Ⅴ　教育課題	第13分科会　社会との連携・協働 研究課題　家庭や地域等との連携・協働、学校段階等間の接続・連携の推進と校長の在り方

分科会の趣旨

急激な少子化・人口減少、高齢化やグローバル化の進展など、社会環境が大きく変化する中で、地域においては、つながりや支え合いの希薄化による家庭や地域の教育力の低下などの課題が指摘されている。また、子どもの貧困や子育てに不安をもつ保護者の増加など、家庭環境も大きく変化し、そのため規範意識や他者とのコミュニケーション力が十分に育たず、それが問題行動の要因の一つとなっている。一方学校においては、いじめや不登校、特別な支援を要する子どもの増加など、子どもたちを取り巻く課題はますます複雑化・困難化している。

これらの課題には、学校現場のみならず社会総がかりで対応することが求められており、望ましい子どもの育成及び生徒指導上の課題へ対応するために、学校と家庭や地域等とが一体となって取り組む組織的な体制をつくっていくことが必要不可欠である。

また、依然として「小１プロブレム」「中１ギャップ」と呼ばれる学校段階等間の接続上の課題も存在している。子どもたちがスムーズに学校に適応できるようにするために、また、長いスパン、同じベクトルで子どもたちの成長を積み上げていくために、学校段階等間の接続・連携をより一層推進する必要がある。

校長は、「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、家庭や地域の人々とともに子どもを育てていくという視点に立ち、地域とともにある学校づくりや、学校段階等間のより円滑な接続・連携、そしてそれらに伴う教育環境の整備等を推進していく必要がある。

本分科会では、校長のリーダーシップの下、子ども一人一人の将来を見据え、家庭や地域等との連携・協働や学校段階等間の円滑な接続・連携を推進するための具体的な方策と成果を明らかにする。

研究の視点

⑴　家庭や地域等と連携・協働を深め、創意ある教育活動を展開する学校づくりの推進

子どもたちが未来社会を切り拓くための資質・能力を育成するためには、地域社会と連携を深め、学校内外での子どもたちの生活の充実と活性化を図ることが必要である。そのためには、その地域の特色を生かし、継続的、双方向的な連携・協働を推進して、それぞれの教育機能が確実に発揮できるよう、その中心的な役割を果たすことが求められている。

校長は、この認識のもと、家庭や地域等の実態を重視し、教育目標やビジョンを保護者や地域と共有しながら、その実現に向けて連携・協働していく、地域とともにある学校づくりを推進していく必要がある。

このような視点に立ち、家庭や地域等と連携・協働を深め、創意ある教育活動を展開する上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

⑵　成長の連続性を生かした学校段階等間の接続・連携の推進

次世代を担う子どもたちが、本来もっている能力を十分に発揮し、自己実現を図っていくためには、将来を見据え幼児期から小中学校９年間の成長・発達を見通した教育を推進していくことが必要である。

幼保・小・中がそれぞれの相互理解を図り、接続期のカリキュラムの工夫・改善や教育活動の成果や課題の共通理解、子ども同士の交流など、成長を連続させるための具体的な取組を推進することで「小１プロブレム」「中１ギャップ」といった課題も解決されていく。

校長は、中・長期的な展望に立ち、子どもたちが各学校段階において、自身の能力を十分に発揮できるように、円滑な接続・連携をより一層推進しなければならない。

このような視点に立ち、学校段階等間の成長の連続性を重視し、円滑な接続・連携を推進する上での、校長の果たすべき役割と指導性を究明する。

第 13 分科会　「社会との連携・協働」
研究課題　「家庭や地域等との連携・協働、学校段階等間の接続・連携の推進と校長の在り方」

１　「研究課題」のもつ今日的な課題性や先見性、意識改革の必要性についての解説

社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となってきている時代背景を踏まえた上で、学習指導要領では、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、学校教育を学校内に閉じず、地域の人的・物的資源も活用し、社会との連携・協働によりその実現を図る「社会に開かれた教育課程」を重視することとしている。

ここにみられるキーワードは、連携・協働、「社会に開かれた教育課程」である。

さらに、平成 27 年 12 月の中教審答申では、これからの学校と地域の目指すべき連携・協働の姿として、「地域とともにある学校への転換」「子どもも大人も学び合い育ち合う教育体制の構築」「学校を核とした地域づくりの推進」の３点を挙げている。

「地域とともにある学校への転換」については、開かれた学校から更に一歩踏み出し、地域でどのような子どもたちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民等と共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校」へと転換していくことを目指して、取組を推進していくことが必要である、としている。「子どもも大人も学び合い育ち合う教育体制の構築」については、地域の様々な機関や団体等がネットワーク化を図りながら、学校、家庭及び地域が相互に協力し、地域全体で学びを展開していく「子どもも大人も学び合い育ち合う教育体制」を一体的・総合的な体制として構築することが必要である、としている。「学校を核とした地域づくりの推進」については、学校を核とした連携・協働の取組を通じて、子どもたちに地域への愛着や誇りを育み、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域住民のつながりを深め、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図る「学校を核とした地域づくり」を推進していくことが重要である、としている。

また、平成 28 年 12 月に提示された小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引きでは、子どもたちは義務教育９年間の中で日々の学習を積み上げて成長していくが、例えば、「小学校低学年の教員は、中学校での学習や子どもたちが中学校を卒業するときの姿をイメージしながら日々の教育活動を行っているのか」「中学校の教員は、小学校のどの学年で何を学んで、何につまずいて今の子どもたちの姿があるのかを知った上で指導に当たっているのか」といった問いに向き合い、目の前の子どもたちの課題に応じた対策を模索することの重要性について述べられている。さらに、様々な生徒指導上の課題が早期化し、中学校からではなく、小学校高学年からの対応が必要になっているという指摘もあり、生徒指導上の課題について小学校と中学校が連携し、義務教育の９年間で子どもたちの望ましい成長を促すことの必要性も述べられている。また、学習指導要領総則編では、幼保小接続に関しては、小学校入学当初、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的に弾力的指導行うことと述べられている。

これらは、「社会に開かれた教育課程」の実現を中心に据えて、一体的な改革を進めるものであり、今後、その進展と軌を一にしながら教育課程の改善を進めていく必要がある。

２　「研究課題」を究明する視点

（１）家庭や地域等と連携・協働を深め、創意ある教育活動を展開する学校づくりの推進

・「地域とともにある学校」を目指した教育活動の構築
・学校、家庭、地域をつなぐ持続可能な体制の創造

（２）成長の連続性を生かした学校段階等間の接続・連携の推進

・幼児期に育まれてきた力と小学校での学習の円滑な接続・連携の在り方
・義務教育９年間の学習の積み上げと望ましい成長を促す教育課程の改善

３　分科会の方向性と研究視点に関する資料

令和４年度　文部科学白書　　文部科学省

第３章　生涯学習社会の実現

第３節　社会教育の振興と地域全体で子供を育む環境づくり

３.社会全体で子供たちの学びを支援する取組の推進

(1)地域と学校の連携・協働のための仕組み

社会総掛かりでの教育の実現を図る上で、学校は、地域社会の中でその役割を果たし、地域とともに発展していくことが重要です。学校と地域がパートナーとして連携・協働するために、これからの学校は、地域でどのような子供たちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを保護者や地域住民等と共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」へと転換していく必要があります。また、地域においても、学校と連携・協働してより多くの地域住民等が子供たちの成長を支える活動に参画するための基盤を整備していくことが重要です。

このため、文部科学省では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入を推進しており、全ての公立学校に学校運営協議会が設置されることを目指しています。また、「社会教育法」に基づき、幅広い地域住民等の参画により地域全体で子供たちの学びや成長を支える様々な活動である「地域学校協働活動」を推進しており、全ての小中学校区において地域学校協働活動が実施されることを目指しています。

学習指導要領の理念である、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けては、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進することにより、学校と保護者や地域住民等とが教育課程に関する情報や課題・目標を共有するとともに、学校教育を学校内に閉じずに、地域の人的・物的資源を活用しながら授業等を実施するといったことを効果的に行うことができます。

また、学校運営協議会において保護者や地域住民等の理解と協力を得ながら、行事の見直しや必要な地域学校協働活動に関する協議を行うなど、学校における働き方改革に取り組む上でも重要な仕組みです。

さらには、地域と学校をつなぐコーディネーターである「地域学校協働活動推進員」が学校運営協議会の委員となることで、協議の場である学校運営協議会と実働の場である地域学校協働活動が円滑に連携し、両者の機能を高め、学校と地域の更なる連携・協働が推進されるなどの相乗効果が期待されます。

北海道教育推進計画（素案2023年度～2027年度）

北海道教育委員会　令和５年３月

第２章　北海道の現状と課題

２　子どもたちや教育の現状

(13)学校と地域の連携

人口減少、少子高齢化などの社会の変化に伴い、地域と学校を取り巻く課題はますます複雑化、多様化しています。

家族形態の変化、価値観やライフスタイルの多様化といった様々な要因により、地域社会における支え合いやつながりが弱まっており、機能停滞などにつながっていると指摘されています。また、人口減少と少子高齢化に加え、若者の札幌市など都市部への人口集中や道外への人口流出などにより地方の過疎化が進行し、地域社会の教育力の低下に加え学校数の減少や高校の小規模校化などの課題が生じています。さらに学校では、経済的困窮を背景に地域や社会から孤立した子どもや、特別な教育的支援を必要とする子どもの増加等、子どもたちを取り巻く環境が刻一刻と変化しており、学校だけでは解決が難しい課題も生じています。

これらの課題の解決策の一つとして、学校が地域と連携・協働した取組を進めるコミュニティ・スクールと地域学校協働本部の設置に取り組んでおり、両方を整備している学校の割合は全国と比べ高い状況にありますが、「地域とともにある学校づくり」や「学校を核とした地域づくり」を一層推進することを通じて、全ての子どもたちが、身近な地域の人や魅力などを知り、地域の一員としての意識を育み、安心して楽しく学校に通える環境を整える必要があります。

また、地域と一体となって教育活動に取り組む体制の構築や地域における教育機能の維持、各地域における自然や歴史、産業をはじめとする教育資源の活用、アイヌの人たちの歴史や文化等に対する理解、北方領

土、縄文遺跡群に関する正しい知識を身に付けることを通じて、ふるさと北海道への愛着や誇り、地域社会の一員として、まちづくりに参画しようとする意欲や資質・能力を身に付け、本道の未来を切り拓いていく人材の育成が重要です。

第４章　施策【施策の柱３　地域と歩む持続可能な教育の実現】

19　地域と学校の連携・協働の推進

＜施策の方向性～１０年後を見据えて～＞

○ 行政と学校、地域住民、企業等が連携し、子どもたちが主体的に学び、その成果を発信する場を充実させることにより、地域の課題解決や地域創生の実現に向けた取組を推進します。

○ 学校と地域をつなぐコーディネーターの発掘・育成を推進することにより、地域創生に向けて地域と学校が育むべき子どもの資質や学校の取組・課題を共有する体制づくりを行うなど、「学校を核とした地域づくり」を通し、未来を担う子どもたちの豊かな成長を支える地域社会の実現を目指します。

＜主な取組＞

○ 学校や行政と連携した主体的に地域に関わる児童生徒の育成

・学校と行政が連携した業種・地域・世代を超えたネットワークづくり等、児童生徒の育成を支える体制づくりの促進
・地域や学校に向けた地域の課題解決や地域創生に係る学習成果の情報提供及び情報交換の場の提供
・地域社会や学校外の関係機関等との連携による総合的な学習の時間等を活用した学習活動の充実
・地域の人材など外部人材を活用した効果的な授業や教材の開発
・地域課題探究型の学習活動*の推進

○ 学校と地域をつなぐ人材の配置・育成の推進

・地域学校協働活動推進員等*の活動事例の収集・提供を強化し、市町村における配置を促進
・学校や地域の実情に応じた教職員と地域学校協働活動推進員等を対象とする研修機会の拡充

○ 地域とともにある学校づくりのための推進体制の構築

・コミュニティ・スクールと地域学校協働本部*の一体的推進の支援
・学校運営協議会の会議運営や学校・地域の教育活動の推進への支援
・学校支援の取組、放課後の子どもの居場所づくりなど地域学校協働活動の支援

新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）　中央教育審議会　平成 27 年 12 月 21 日

第１章　時代の変化に伴う学校と地域の在り方について

第１節　教育改革、地方創生等の動向から見る学校と地域の連携・協働の必要性【ポイント】

◆地域社会のつながりや支え合いの希薄化等による地域社会の教育力の低下や、家庭教育の充実の必要性が指摘されている。また、子供たちの規範意識等に関する課題に加え、学校が抱える課題は複雑化・困難化している状況。

◆「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた学習指導要領の改訂や、チームとしての学校の実現、教員の資質能力の向上等、昨今の学校教育を巡る改革の方向性や地方創生の動向において、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されている。

◆これからの厳しい時代を生き抜く力の育成、地域から信頼される学校づくり、社会的な教育基盤の構築等の観点から、学校と地域はパートナーとして相互に連携・協働していく必要があり、そのことを通じ、社会総掛かりでの教育の実現を図る必要。

第２節　これからの学校と地域の連携・協働の在り方【ポイント】

◆これからの学校と地域の連携・協働の姿として、以下の姿を目指す。

○地域住民等と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」への転換

○地域の様々な機関や団体等がネットワーク化を図りながら、学校、家庭及び地域が相互に協力し、地域全体で学びを展開していく「子供も大人も学び合い育ち合う教育体制」の構築

○学校を核とした協働の取組を通じて、地域の将来を担う人材を育成し、自立した地域社会の基盤の構築を図る「学校を核とした地域づくり」の推進

◆上記の姿を具現化していくためには、学校と地域の双方で連携・協働を推進するための組織的・継続的な仕

組みの構築が必要。

第２章　これからのコミュニティ・スクールの在り方と総合的な推進方策について

第２節　これからのコミュニティ・スクールの仕組みの在り方

１．コミュニティ・スクールの仕組みの基本的方向性

⑸小中一貫教育への対応など学校間連携の推進の観点

地域ぐるみで子供たちの義務教育９年間の学びを支える仕組みとして、中学校区の複数の学校が連携した教育支援体制を構築することは重要であり、小中一貫教育とコミュニティ・スクールを有機的に組み合わせて大きな成果を上げている例も見られる。これらの一体的な導入により、地域住民や保護者等と教職員とが、学校の教育目標や、学校・子供たちが抱える課題やその解決策等について９年間を見通して共有し、より広い地域からの組織的・継続的な学校支援体制を整えることが可能となる。特に、小中一貫教育をこれから導入しようという地域においては、導入前から関係の小学校・中学校について学校運営協議会を合同で設置し、学区の地域住民や保護者等の意向を反映させながら、新たなカリキュラムや学校施設の在り方等を具体的に構想していく工夫も考えられる。

第３章　地域の教育力の向上と地域における学校との協働体制の在り方について

第３節　地域における学校との協働体制の今後の方向性【ポイント】

「支援」から「連携・協働」、「個別の活動」から「総合化・ネットワーク化」へ

◆地域と学校がパートナーとして、共に子供たちを育て、共に地域を創る。

◆地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく活動を「地域学校協働活動」として、その取組を積極的に推進。

◆従来の学校支援地域本部、放課後子供教室等の活動を基盤に、「支援」から「連携・協働」、個別の活動から総合化・ネットワーク化を目指す新たな体制としての「地域学校協働本部」へ発展。

◆地域学校協働本部には、①コーディネート機能、②多様な活動、③持続的な活動の３要素が必須。

◆地域学校協働本部の実施を通じて、教職員と地域住民等との信頼関係が醸成され、コミュニティ・スクールの導入につながっていく効果も期待される。

◆地域学校協働活動の全国的な推進に向けて、地域学校協働本部が、早期に全小・中学校区をカバーして構築されることを目指す。

小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引き　　文部科学省　　平成28年12月26日

第３章　基本的な導入手順とＰＤＣＡの推進

⑴現状把握と課題の特定　（地域とともにある学校づくり）

・小中一貫教育の導入に当たっては、保護者や地域住民の声を丁寧に聴き、共に新しい学校づくりを行うという姿勢が大切であり、地域住民等とビジョン・目標を共有し、地域一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」への転換を図ることが重要です。このような観点から、例えば学校運営協議会や学校支援組織との定期会合等を通じて、地域住民とも教育上の課題を共有するとともに、地域の思いや願いを把握し、新たな学校づくりに生かしていくことが考えられます。

・小中一貫教育の導入を契機として、地域住民や保護者との議論を積み上げ、協力体制を築くことが、より良い学校づくりにつながります。

第４章　指導の一貫性の確保

１．基本的な考え方

・小中一貫教育の中核となるのは、義務教育９年間を見通し、系統性・連続性を確保した教育課程を編成・実施することです。

・第３章で述べたように、教職員の共通認識の下で、義務教育９年間を見通した学校教育の目標（中学校卒業時点での目指す子供像）をなるべく具体的に設定した上で、目標達成のための手段として、各教科等の系統性を重視した教育課程を編成し、各学年の年間指導計画として実施する必要があります。

・その際には、それぞれ学校段階を超えたつながり（接続の円滑化）だけでなく、小学校段階内や中学校段階内での異なる学年のつながりも含め、９年間の系統性・連続性を重視して、取組を改善することが重要です。発達の段階に応じた縦のつながりと、各教科等の横のつながりを意識しながら教育課程全体を編成していくことが求められます。

・また、各教科等の内容項目の指導以外にも、児童生徒の実態や課題を踏まえ、個々の学年・学級の指導計画

レベルも含め、どのような取組を一貫させたり、発展的に継続させたりするかを検討することが求められます。小中一貫教育というと、相互乗り入れ指導や異学年交流、合同行事などがイメージされることが多いですが、それらは小中一貫教育の特長を生かした取組の一つに過ぎず、それらに取り組んだからといって、必ず成果を上げることができると考えるべきではありません。

・このようにして義務教育９年間の一貫性を強めた教育活動を検討することにより、「これまで小学校と中学校はそれぞれ組織的・継続的な取組を行うことができていたのか」といった基本的な事柄について改めて確認し、改善につなげることが可能となります。

・教育基本法では「学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない」とされており、小中一貫教育の取組は、こうした教育基本法の要請を小学校段階と中学校段階を一貫させて徹底するものであると位置づけることができます。

・なお、教育活動を効果的に展開していく上では、個々の教員の創意工夫を推奨することが重要であることは言うまでもありません。このため、一貫性・継続性を強める取組を行う際は、全てを統一しようとするのではなく、児童生徒の実態を勘案し、どのような取組を一貫させ、継続させることが望ましいかを吟味した上で、共通認識を持って取り組むことが大切です。また、個々の教員の創意工夫を教職員集団で積極的に共有し、効果的な取組が校内に広がるような手立てを講じることや、それらの手立てを一貫教育の教育課程や指導計画に位置づけていくことも重要です。

小学校学習指導要領解説　総則編　　文部科学省　平成29年7月

1　改定の経緯及び基本方針

⑴改定の経緯

中央教育審議会答申においては、“よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る”という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、学習指導要領等が、学校、家庭、地域の関係者が幅広く共有し活用できる「学びの地図」としての役割を果たすことができるよう、次の６点にわたってその枠組みを改善するとともに、各学校において教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」の実現を目指すことなどが求められた。

⑵改訂の基本方針

今回の改訂は中央教育審議会答申を踏まえ、次の基本方針に基づき行った。

①　今回の改訂の基本的な考え方

ア　教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を生かし、子たちが未来社会を切り拓ひらくための資質・能力を一層確実に育成することを目指す。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視すること。

4 学校段階等間の接続

⑴幼児期の教育との接続及び低学年における教育全体の充実

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること。

また、低学年における教育全体において、例えば生活科において育成する自立し生活を豊かにしていくための資質・能力が、他教科等の学習においても生かされるようにするなど、教科等間の関連を積極的に図り、幼児期の教育及び中学年以降の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと。

⑵中学校及びその後の教育との接続、義務教育学校等の教育課程

中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領を踏まえ、中学校教育及びその後の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、義務教育学校、中学校連携型小学校及び中学校併設型小学校においては、義務教育９年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成すること。